

6月14日(第4回目)

1. 講演並びに懇親会時刻(午後3時45分～午後6時00分)

2. 応招議員は次の通りである。

出席	天	久	源太郎	2番	北	鶴	定	高	3番	天	久	鶴	瑞
1番	天	久	源太郎	2番	北	鶴	定	高	3番	天	久	鶴	瑞
4番	安次	盛	信	5番	石	川	英	六	6番	伸	安	屋	昌
7番	稻	義	正	8番	石	田	英	正	9番	安	大	宣	助
10番	又	吉	正	11番	石	有	仲	繁	12番	申	中	申	昌
13番	伊	谷	真	14	村	佐	喜	永	15番	被	波	清	政
16番	宮	里	飯	17番	伊	佐	貞	壽	18番	中	古	波	政
19番	武	鼎	行	20番	仲	村	盛	光	21番				

3. 不応招議員なし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員なし。

6. 市町村自治法第11条の規定により、職業認定のため出席した者は次の通りである。

市長 村春勝 助役 具屋 実修 ~~経済課長~~ 沢し 安一
総務課長 稲川 正義 財政課長 当山 金喜 収入課 仲村 春松
建設課長 鳥森 昌雄 水道課長 具屋 善俊

7. 本会議の議題は次の通りである。

議題長 稲川 正義 召開 植屋 勝 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第16号 1963年度宜野湾市才入才出追加真正予算について

日程第2, 議案第15号 1962年度宜野湾市才入才出決算認定について

9. 会議の顛末

議長一出席議員は20名であります。議会は成立致しますので、从今より
4月目の会議を開きます。(午後3時45分)

6月14日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午後3時45分~午後6時00分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	天安	久次	豪信	太郎	2番	比石	嘉川	定真	亮六	3番	天仲	久村	盛果	明昇	昌助	姓
	4番	次	富	義	信	5番	石	田川	英	正繁	6番	安	里川	春安	昇	昌助	姓
	7番	稻	儀	義	康	8番	石	川村	喜	繁永	9番	大	城	里川	昇	昌助	姓
	10番	又	吉	正	正	11番	石	村佐	貞	永寿	12番	宮中	里古	幸	清	次郎	姓
	13番	伊	告	真	得	14番	仲	佐村	喜	寿光	15番	官申	古波藏	清	次郎	姓	姓
	16番	宮	里	敏	行	17番	伊仲	佐村	貞盛	光	18番	申中	里古	清	次郎	姓	姓
	19番	武	島	島	男	20番	仲	村	盛		21番						

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議案説明のため出席した者は次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	徳	經済課長	澤し	安一
経済課長	松川	正義	財政課長	当山	財政課長	仲村	春松
建設課長	島袋	昌兼	水道課長	奥里	建設課長	将俊	

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 隅屋義 佐伊正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第16号 1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

日程第2. 議案第15号 1962年度宜野湾市才入才出決算認定について

9. 会議の頃末

議長～出席議員は20名であります。議会は成立致しますので、只今より
4回目の会議を開きます。(午後3時45分)

議長～議会第16号、1963年度宣傳費才入才出過加真正予算についてを賛否と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本室に於する趣旨説明を求めます。

市長～給水機器、農産物のし料保護と云う点がらしまして、今回過加真正をお願いする次第です。宜しくお願ひします。

議長～只今定期4時であります。時間延長をしたいと思ひますが、

(吳謙なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長することに致します。

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩を取ります。(午後4時11分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

19番～20番の借料、飲料水運搬車借上料57台分、940ドルとなつておりますが、その計算の基礎並びにかんがい用水運搬車借料延30台分；720ドルについて御説明願います。

助役～その場合につきましては、延べ57台と云うふうに云つておりますが、この方は1台の単価からしましての57台であります。1台分としまして、飲料水の方は1ドル5セントの11時間分を計上しております。それから農業かんがい水につきましては、36台分と云うふうになつてあります。この方は目にしての36台でございまして、閑散からした場合は、36台の半分と云うふうになつております。30台、1日1台で12回と云うことになつております。

19番～そうしますと、これは延べ57台分と云うのは、1日に1台と云うふうな計算ですか。1日に57回運ぶと云うことですか。

助役～そう云ふ意味では御ざいません、1日にですね、1台で12回と云うふうな計算になつて居ります。

19番～1台で12回ですか。

助役～はい、しかしこれは単価からしますと、57台と云う単価では掛してない試です。11時間と云う何で出してあります。1ドル5セントの11時間、その57台と云うふうになつております。

議長～議案第16号、1963年度宣野市才入才出追加更正予算についてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市長～給水確保、農産物のし料確護と云う点がらしまして、今回追加更正をお願いする次第です。宜しくお願ひします。

議長～只今定期4時であります。時間延長をしたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長することに致します。

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時11分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

19番～20簿の借料、飲料水運搬車借上料延57台分、940ドルとなつておりますが、それの計算の基礎並びにかんがい用水運搬車借料延30台分、720ドルについて御説明願います。

助役～その場合につきましては、延べ57台と云うふうに云つておりますが、この方は1貫の単価からしましての57台であります。1貫分としまして、飲料水の方は1ドル50セントの11時間分を計上してあります。それから農業かんがい水につきましては、36台分と云うふうになつておりますが、この方は目にしての36台でございまして、圓数からした場合は、360圓分と云うことになつております。30台、1貫1台で12圓と云うことになつております。

19番～そうしますと、これは延べ57台分と云うのは、1貫に1台と云うふうな計算ですか。1貫に57圓運ぶと云うことですか。

助役～そう云う意味では御ざいません。1貫にですね、1台で5圓と云うふうな計算になつて居ります。

19番～1台で5圓ですか、

助役～はい。しかしこれは単価からしますと、5圓と云う単価では出してない訳です。11時間と云う何で出してあります。1ドル50セントの11時間、その57台と云うふうになつております。

15番～質問の7款1項目、これは前回までには、おとなつておりますが、どう云う理由で組んであつたか、又本市は特別交付税はない様であります、今後は計上されておるが、そのかん害対策費は、その特別交付税だけで出来るとお考えになつておりますが、御見解を仰願い致します。

助 総～かん害対策の費用に付きましては、今後が詰めてになつておりますが、その外にもかん害対策以外の災害救助、或は対策費に付きましては、他の方でうたつてありますが、かん害対策と云う事に付きまして、今後詰めてうち出してありますので、前回までの予算は0と云うことになつて新設と云ふうになつております。

それから特別交付税の今後としましては、先き申し上げました通りに従来だつたら、本市においては特別交付税の交付が対象になつて居なかつた訳ですが、今後、政府の特別交付税の算定の基準としまして、かん害対策費が考慮されましたので、今後そう云う向きからして、特別交付税が本市にも交付になつて居ることになつてゐるそれから交付税だけでかん害対策費が出来ると云うことになりますと、その方はさしあたりこの交付額でもつて先き申し上げました飲料水とかん害水についてのそれと利害関係については、これで一応やつておいて、そしてこれから恒久対策については、政府としましても前からかん害対策要綱を決定しておりますが、それによりまして、恒久施設もやるし、或は緊急対策もやると云う本意になつております、恒久対策につきましては、これから政府のかん害対策要綱によつて政府の補助から付してやつて行きたいと思つておる所であります、特別交付税だけでかん害対策をやると云うふうな事ではございません。

15番～このかん害について損害を市の方で直接お調べになつた事がござりますか。

助 総～かん害の被害についての数字の方ははつきり未だ調べてございませんが、大体今までの新聞紙上に強調になつておられます様に特に本市としましては、かん害として水害の方は大した被害はありませんが、（キビ）の方がかん害を表つてゐる様になつて居ります、この方は前の何からしましては30年程度の災害であると云うふうであります。

15番～調査やつてないと云う訳ですか、やりつつあると云う訳ですか。

助 総～調査はやつておりますが、無計が未だ出されてないと云う訳です。

15番～未だ修計してないと云う訳ですね、

議 長～留林總務します。（午後を時27分）

15番～才出の7款1項目、これは前面までは、0となつておりますが、どう云う理由で組んであつたか、又本市は特別交付税はない様であります、今圓は計上されておるが、そのかん害対策費は、その特別交付税だけで出来るとお考えになつておりますが、御見解を御願い致します。

助 後～かん害対策の費用に付きましては、今圓が始めてになつておりますが、その外にもかん害対策以外の災害救助、或は対策費に付きましては、他の方でうたつてありますが、かん害対策と云う事に付きまして、今圓始めてうち出してありますので、前圓までの予算は0と云うことになつて新設と云うふうになつております。
それから特別交付税の今圓としましては、先き申し上げました通りに従来だつたら、本市においては特別交付税の交付が対象になつて居なかつた訳けですが、今圓、政付の特別交付税の算定の基準としまして、かん害対策費が考慮されましたので、今圓そう云う向きからして、特別交付税が本市にも交付になつて居ることになつてゐるそれから交付税だけでかん害対策費が出来るかと云うことになりますと、その方はさしあたりこの交付額でもつて先き申し上げました飲料水とかん害水についてのそれと病害・防除については、これで一応やつておいて、そしてこれからの恒久対策については、政府としましても前からかん害対策要綱を設定しておりますが、それによりまして、恒久施設もやるし、或は又緊急対策もやると云うふうになつております、恒久対策につきましては、これから政府のかん害対策要綱によつて政府の補助から付してやつて行きたいと思つておる訳でありますと、特別交付税だけでかん害対策をやると云うふうな事ではございません。

15番～このかん害について損害を市の方で直接お調べになつた事がござりますか。

助 後～かん害の被害についての数字の方ははつきり未だ調べてございませんが、大体今までの新聞紙上に発表になつております様に特に本市としましては、かん害として水害の方は大した被害はありませんが、(キビ)の方がかん害をもつて居りますてこの方は前の何からしましては30%程度の災害であると云うふうであります。

15番～調査やつてないと云う訳ですか、やりつつあると云う訳ですか。

助 後～調査はやつておりますが、集計が未だ出来されてないと云う訳です。

15番～未だ集計していないと云う訳ですね、

議 長～暫休憩致します。(午後4時27分)

議長～再開致します。（午後4時28分）

5番～19番議員と開催して質問致します。20道の1,660ドルの内720ドルがかん管用水運搬車、借料となつておりますが、そのかん管は、擴かについてもう少し内容の説明をお願い致します。場所、その他必要な範囲内における説明をお願い致します。

経済課長～この実情要綱による対象は、120アールであります、それで見限りは、10アールあたり30合のかん水をする計算になつております、そして360合、草の延べ当量にして360合、見限は大体1台当たり2ドルを見当に計算はしてあります、場所は各部落にあります、ほとんど（さび）作地村の部落にあります。

5番～これは各部落23か部落ですか？

経済課長～いやいやそうじやありません、今計算しておりますのは、我相古から上原までの部落の方であります、権利の場合はですね、かん管がとつてゐるひどくて陥没の見込みがないと、そのままがんばつが続くなれば、陥没の見込みが無いと云う事で、半ばを確保すると云う意味から云うと、今かん管をしても見込がありそうな所を先ず優先的に選んでやるだけです、そう云う意味で大体かん管をして、効率のある所をやるうと云う計算でそなつであります。

5番～このかん管の対象としての大体の地域はわからましたが、更に下り下りで、この作物、それからそのかん管の種類、その場所から要風向空作業があるつて、そちらになされたのか、それが無くても市當局、貢からの考え方によつて、この場所を対象になされたのか、その辺をお伺い致します。

経済課長～それはいわゆる市の水道業法並びに監査法によつて、いわゆる市の苗場と云う意味からの市の計算であります、個人からの要請じやありません、市の苗を確保と云う観点からの計算であります。

5番～これは本市の領有地ですか？

経済課長～市と契約をされた用地であります。

5番～市と契約をされた、

3番～この予算追加更正がほとんど被管かん管運搬金になつて反映されず相当兩當も2、3日前から面もございまして、ほとんどそれに對する今後の対策と云う面は要らないんではないかと思いますが、今までの実績対策費で、その組まれたもの自体が現在消費されておる勢であるか、それからその面を、あと何月かこう云う面に援助しなけれ

議長～再開致します。(午後4時28分)

5番～19番議員と関連して質問致します。20節の1,660ドルの内720ドルがかん害用水運搬車、借料となつておりますが、そのかん害は、細かについてもう少し内容の説明をお願い致します。

場所、その他必要な範囲内における説明をお願い致します。

経済課長～この災害要綱による対象は、120アールであります。それで見積りは、10アールあたり30台のかん水をする計算になつております。そして360台、車の延べ台数にして360台、見積は大体1台当たり2ドルを見当に計算はしてあります。場所は各部落にあります。ほとんど(きび)作地替の部落にあります。

5番～これは各部落23か部落ですか。

経済課長～いやいやそうじやありません。今計画しておりますのは、我如古から上原までの部落の方であります。彌敷の場合はですね、かん害がとつてもひとくち復の見込みがないと、そのままがんばつが続くなれば、復の見込みが無いと云う事で、キビを確保すると云う意味から云うと、今かん害をしても見込がありそうな所を先ず優先的に選んでやる訳けです。そう云う意味で大体かん害をしても、効果のある所をやろうと云う計画でそうなつております。

5番～このかん害の対象としての、大体の地域はわかりましたが、更にほり下げて、この作物、それからこのかん害の地域は、その場所から要望乃至申請があつて、そちらになされたのか、それが無くても市当局、官からの考えによつて、この場所を対象になされたのか、その辺をお伺い致します。

経済課長～それはいわゆる市の水道業法並びに産業法によつて、いわゆる市の蓄水確保と云う意味からの市の計画であります。個人からの要請じやありません。市の水を確保と云う観点からの計画であります

5番～これは本市の所有地ですか。

経済課長～市と契約をされた用地であります。

5番～市と契約をされた、

3番～この予算追加更正がほとんど対策かん害運搬金になつて居りますが、相当雨量も2,3月前から雨もございまして、ほとんどそれに對する今後の対策と云う面は要らないんでないかと思いますが、今までの災害対策費で、その組まれたもの自体が現在消費されておる分であるか、それからその面を、あと何貫かこう云う面に援助しなけれ

ばいかんと云う面の、更正であるかですね、或はすでにこれだけ消費された面の更正であるか、その点御説明願います。

助 僕～現在までに消費されておるのは、9月間の給水に要している掛料、それからタンクの購入、それから修繕費その方が消費されておりまして、それからかん用水に付きましては、1月だけは今の所実施しております。

3番～今災害対策と云う面で更正を出されたと云う様ですが、これが今度の問題と致しましては、災害救助の面で、そう云うふうに出て来ると思いますが、その面の費用をその倍率後の問題と思いますがその面も拘束されておるかどうかですね。考えておられるかどうか。

助 僕～災害救助については、今後政府の方とタイアップしてやつて行きたいと思います。それからこの費用が全部使わかどうかについては、今の所面まちの状態でありますて、はつきり申し上げられませんが現在のまま給水を続けて行かなければいけない様であれば、全部消費されると思いますが、しかし消費されんとすれば、そのかん用水による救助云々については、今先申しました様に政府とタイアップしてやつていきたいと思つておりますが、又市自体としましては、熱湯は給口水に要しなかつた費用については、又その面にも受けて行くことが出来るんじやないかと思つて居ります。

3番～この不足の今までの調査並びに事情からして、大体今後の災害救助の必要があるか。

市長～先に立派院の福井の際に、その時の大体の被害状況を調査いたしましたが、市と致しましては、先お話しがありました様に、キビ作に30多戸の影響があるとこれは、かろばつがいつまで続くか分らんので、当時の大体の見当が、そう云うお話しでありますて、外は飲料水に困つて居ると云うのが、最も大きな問題でその他のについての大きな被害が認められなかつたので早急に救助しなければならん様な点はなかつたのであります。しかし、これがあとどの程度まで、この被害が大きくなつて行くかは、決対につきり頬れない状態でありますので、その際になって、今先に述べられた様に政府の救助対策もタイアップして、これを救助しなければならんと想が出て来るかと想います。今の所、それに対する予算としては別に考えておりません。

3番～予算の問題ではございませんが、今までの調査並びに資料によりまして、がんばと云うのは、すぐ理の代物ものでなく、且手年後、或は2ヶ月後、或は半年後にはその災害の結果が出て来るが、この問題は早急にそれを解決すればよいかことになりますが、しかし、この被

ばいかんと云う面の、更正であるかですね、或はすでにこれだけ消費された面の更正であるか、その点御聴取願います。

助 後～現在までに消費されているのは、9日間の給水に要している借料、それからタンクの購入、それから修繕費その方が消費されておりまして、それからかん害用に付きましては、1日だけは今の所実施しております。

3 番～今災害対策と云う面で更正を出されたと云う様ですが、これが今度の問題と致しましては、災害救助の面で、そう云うふうに出て来ると思いますが、その面の費用をその位今後の問題と思いますがその面も勘案されておるかどうかですね、考えておられるかどうか、

助 後～災害救助については、今後政府の方とタイアップしてやつて行きたいと思います。それからこの費用が全部使うかどうかについては、今の所福島の状態でありますと、はつきり申し上げられませんが現在のまま給水を続けて行かなければいけない様であれば、全部消費されると思いますが、しかし消費されんすれば、そのかん害による救助云々については、今先申しました様に政府とタイアップしてやつていきたいと思つておりますが、又市自体としましては、結局は給配水に要しなかつた費用については、又その面にも受けて行くことが出来るんじやないかと思つて居ります。

3 番～この不足の今までの調査並びに事情からして、大体今後の災害救助の必要があるか、

市 長～先に立法院の視察の際に、その時の大体の被害状況を調査いたしましたが、市と致しましては、先お話しがありました様に、キビ作に30%位の影響があるとこれは、かんばつがいつまで続くか分らんので、当時の大体の見当が、そう云うお話しでありますと、外は飲料水料水に困つて居ると云うのが、最も大きな問題でその他についての大きな被害が認められなかつたので早急に救助しなければならん様な点はなかつたのであります。しかし、これがあとどの程度まで、この被害が大きくなつて行くかは、未だはつきり知れない状態でありますので、その時にあつて、今先に述べられた様に政府の救助対策もタイアップして、これを救助しなければならん事態が出て来るかと想ひます。今の所、それに対する予算としては別に考えておりません。

3 番～予算の問題ではございませんが、今までの調査並びに資料によりまして、かん害と云うのは、すぐ現われるものでなく、1ヶ月後、或は2ヶ月後、或は半年後にその災害の結果が出て来ると、この問題は早急にそれを解決すればよいことになりますが、しかし、この度

皆の問題、住民を是非救助しなければいかん状態は、後半年後に来るんではないかと思いますが、その点、市長としては、そう云う面によく政府とタイアップして救助法があれば、その救助法の適用が出来れば是非そう云うものを活用する様な段階に、或は来るんじやないかと考えられますので、その点について御答弁をお願いします

1番～この度のかんばつによつて、大蔵省の港川の途中が対策要請があつたんありますが、そう云う場合の対策費は考慮してございますか

経済課長～今度の被害は、いわゆる堤さの答、かんばつの答と2つの流れて災害を起こして居ると、特に水位の場合は堤さの答によつて海が無くなつてしまふと云うことが通例であります。
これがいわゆる100%の被害になつておりますが、それから積付後の水位の被害は大体かんばつの答は、間に水がせれておりませんでほとんど引き採る場合は被害はございませんが、それで市内では特に大蔵省の方がほとんど水位がかれておりますので、次の箇題が問題になつてくると思います。この面につきましては、政府の方からの震災想入の何割補助が出るか登りませんが、これとタイアップします。宜の方としてもいくらか対策費があると歓迎いたしますが、年次が次年度に預かれておりますので、今度では組んでおりません。

1番～調査してお伺いしますけど、かんばつは、ずっと続くものだと予想される場合にかんばつとしてポンプの必要が御ざいますが、そのポンプの購入について御考えになつておりますか、

経済課長～農業関係の面について申し上げますと、水田につきましては、宜野湾市の水田は大体ほとんど海岸の方の水源、海水を挿つている所のかんばつ面がほとんどでありますので、水そのものの対策は必要ないと、ちあたそれは、いわゆる合運門かんばつ配水と云うことにつけば、今後の問題であります。すぐ水を確保すると云う意味からは、必要ないんぢやないかと思ひます。しかし大蔵省の港川の場合には今度初めて千上がつた観で、乾燥の水源は本当に水が多すぎて困ついたと。水が多いためにいわゆる土壤に空気が入らなくて、有機質過多と云ひまして、却つてそのために悪化に陥つてやつた。水田がございましたが、この問題につけては水質があれ程、つづいて川になつておりますが、これの問題については対策の方は確実にやらなければと思ひます。

又今度の水源の千上がりによつては、かえつて今度の作物によつてはどちら論これは被害がありますが、次作物からは、今度の様なかんばつがない場合には、却つて増収になるんじやないかと、こう云ふふうに考えております。然し1号種苗いのはたけの問題であつますが、私、かんばつ云うことになりますと、それは水源がない、それから又雨水をためる池がございません、かんばつを切れるとする事

害の問題、住民を是非救助しなければいかん状態は、後半年後に来るんではないかと思いますが、その点、市長としては、そう云う面によく政府とタイアップして救助法があれば、その救助法の適用が出来れば是非そう云うものを悪用する様な段階に、或は来るんじやないかと考えられますので、その点について御答弁をお願いします

1 番～この度のかんばつによつて、大謝名の港川の連中が対策要請があつたんありますが、そう云う場合の対策費は考慮してございます

経済課長～今度の災害は、いわゆる寒さの害、かんばつの害と2つの連続で災害を起こして居ると、特に水相の場合は寒さの害によつて水が無くなつてしまふと云うことが通例であります。
これがいわゆる100%の被害になつておりますが、それから植付後の水相の被害は大体かんがい面は、別に水がきれておりませんでほとんど引き採る場合は被害はございませんが、それで市内では特に大謝名の方はほとんど水相がかれておりますので、次の漁業が問題になつてくると思います。この面につきましては、政府の方から漁業購入の何割補助が出るか分りませんが、これとタイアップしまして、市の方としてもいくらか対策費があるとは思いますが、年度が次年度に現われておりますので、今回では組んでおりません。

1 番～関連してお伺いしますけど、かんばつは、ずっと続くものだと予想される場合にかん害対策としてポンプの必要が御ざいますが、そのポンプの購入について御考えになつておりますか。

経済課長～農業關係の面について申し上げますと、水田につきましては、宜野湾市の水田は大体ほとんど海岸の方の水源、給水を持つている所のかん害面がほとんどでありますので、水そのものの対策は必要なこと、もち論それは、いわゆる合理的かん害配水と云うことについては、今後の問題でありますが、すぐ水を確保すると云う意味からは、必要ないんぢやないかと思います。しかし大謝名の港川の場合には今度初めて干上がつた訳で、従来の水源は本当は水が多すぎて困つていたと、水が多いためにいわゆる土壌に空気が入らなくて、有機質が貯留多と云いまして、かつてそのために根入滅になつて、水田がございましたが、この問題については水減があれば、つづいて川になつておりますが、これの問題については対策の方法はないんぢやないかと思います。

又今後の水源の干上がりによつては、かえつて今回の作物によつてはもち論これは被害がありますが、次作物からは、今度の様なかん害がない場合は、かつて増収になるんぢやないかと。こう云ふように考えております。然し5号線沿いのはたけの問題でありますが、私、かん害と云うことになりますと、これは水源がない、それから又雨水をためる用池がございません。かん害施設を考えるとするな

らば、地下水を汲み上げたかん害地下の水害を調査しなければいけない。水害調査を積極に政府の立法権から見えた場合は問題になりますが、積極な調査をして地下水があると云うことになれば、それをほりぬきしてかん害に利用できるぢやないかと思ひます。單に当時の計画でございまして実施の段階にする様な具体的な計画は全く考えられておりません。

1番～政令からかん害対策についての要項が出ておると願いますけど、この要項の実施の期間につきましては、所定の期間が規定されておりますか。お伺い致します。

市長～期間は規定されておりません。

1番～市としてはかん害対策として、恒久的な施設に政府から70%以内補助すると云うことになつておりますが、次年度の予算でこれを執行する計画がありますか、どうか、特にこの度がんばつによつて被害をこうむつた1号線沿の部屋に對して市の上水道の恒久施設を設立することによつて、市の負担が還元されるものと思料しておりますのでその点について御答弁を願います。

市長～次の年度の予算では、いわゆる恒久的なかん害に使い得るように1号線の上水道の開管を援助する様に計画したい。

1番～次年度において計画する訳ですか。

18番～この特別交付金について、用途について、指示があつたかどうか。

助役～特別交付金の何は先づ申し上げました様に本市に交付になつておるのは、かん害対策の費用として、政府の方で懇わさんが為に交付が為されて居ると云うことを、先にお話し申上げましたが、費用については、普通の場合でしたら別、政府の方から、この用途についてどうしろと云う要請もございませんが、然し今回の場合は、かん害対策について、そう云う前まで交付額の関係資料にしてもらい難いと云う通達が来ております。

18番～この件については、この前は、応急暫時的な措置だと、それで先程の話にもありましたが、市町村独自において対策を考えると、その場合には政府として、その費用の70%を補助するんだと云うふうな要項にもありました、その費額が出ておりますが、それによる所の70%の補助がありますが、これはどう云うもんであらかどうか、それに至いた所の交付額と云うどとになるかどうか。

らば、地下水を貰い上げたかん害地下の水を調査しなければいけない。水調査を精査に政府の立法院から見えた場合も問題になりましたが、精査な調査をして地下水があると云うことになれば、それをほりぬきしてかん害に利用できるちやないかと思います。

単に当初の計画でございまして実施の段階にする様な具体的な計画は全然考えられておりません。

1 番～政府からかん害対策についての要項が出ておると思いますけど。この要項の実施の期間につきましては、所定の期間が規定されておりますか、お伺い致します。

市 長～期間は規定されておりません。

1 番～市としてはかん害対策として、恒久的な施設に政府から50%以内補助すると云うことになつておりますが、次年度の予算でこれを執行する計画がありますか、どうか、特にこの度がんばつによつて被害をこうむつた5号線沿の部落に對して市の上水道の恒久施設を為すことによつて、市の負担が還元されるものと思料しておりますのでその点について御答弁を願います。

市 長～次の年度の予算では、いわゆる恒久的なかん害に使い得るように5号線の上水道の配管を援助する様に計画したい。

1 番～次年度において計画する訳ですか。

18番～この特別交付税について、用途について、指示があつたかどうか。

助 助～特別交付税の何は先つき申し上げました様に本市に交付になつておるのは、かん害対策の費用として、政府の方で使わさんが為に交付が為されて居ると云うことを、先もお話し申上げましたが、適用については、普通の場合でしたら別、政府の方から、この用途についてどうしろと云う要望もございませんが、然し今回の場合は特に、かん害対策について、そう云う向きて交付税の関係資料にしてもらい度いと云う通達が来ております。

18番～この件については、この前は、応急的時的な措置だと、それで先程の話にもありましたが、市町村独自において対策を考えると、その場合には政府として、その費用の70%を補助するんだと云ふような要項にもありました、その資料が出ておりますね、これによる所の70%の補助がありますが、これはどう云うもんであるかどうか、それに基いた所の交付税と云うことになるかどうか。

助 後～常葉長次によりまして、70%補助と云うことについては、特に70%補助については、緊急の場合も恒久の場合にも70%と云うふふうなかつこうになつてあります。緊急の場合においては本市としましては、まず飲料水の確保と云う面からして上水道のタンクを大きくしようと計畫です。この方は補助金としては、まだ見越ししてはございませんが、改修の方へは報告はしております。

それから独自の何としましてこの方は、恒久の例は、先に申上げました様に期間を別に定められてないし、又要項によりましてどうう云うふうな補助をやると云うふうになつておりますが。本市としましては、今この位のポンプが必要であるか、と云うことについては未だ部署の方に照合してありませんが、市として、どうしてもかん害対策として考えていかなければいけないと云うことにつきましては、先き市長さんの方からもありました様に5号館一階の完全給水をこの機会にどうしてもやらなければいけないんじやないかと。この方も福島はかん害対策として仕事の面もやりたいと思っております。

1.8番～それでゆり年度の予算も、この件については、組んでないと云うことになる訳だと想うんですが、裏するにこの特別交付税の使途についてば、これと云つた根拠はない訳ですね、只かん害対策費として無だのない機会対策をすれば良い訳ですね。この場合に、いわゆることにあるんですが、かん害対策になるかどうか、これは形式的なものになりますので、この水道工事の延長費と云うのはどう云うことですか、これはかん害と云うのは、水道工事費と云うのは、どう云う名のですか、工事費負担の中の水道工事と云うのは、

助 後～この方は先きも申上げました様に5号館一階はおもに水道がございませんので、又近くに市の水道が出来ておませんので、どうしても地下の方にまよらなければいけないと云うことに取つておりますが、福島の方につきましては、水道を引けば今直ぐ引ける場所にございまして、そして水道が入つてない關係で福島は今度のかん害対策としては、5号館一階のみに給水しなければいけない半壁になつております。これを毎日給水するよりは、この機会にかん害対策として取り上げて水道を常設すれば給水の必要はなくなるかもと云う計算です。それでかん害対策として取り上げて水道新設を作ることにした方が良いと云う訳です。

1.8番～見解の相違になるかも知れませんが、水道を引くと云うことは私は毎日給水されるんだと、今發ですね。市内の人が水くみに来る場合水代は違うあるかですね。当開はそれまで指導をさるか、水はいわゆる公設物として水があるんだと云うふうになれば、そこに公設物そのものは、申請を含んだが、この場合どうなるかですね。

助 後～この方もつぱら市の方で使う水をやると云う側で考えて居る訳で

助 後～対策要項によりまして、70%補助と云うことについては、特に70%補助については、緊急の場合も恒久の場合にも70%と云ふふうなかつこうになつておりますが、緊急の場合においては本市としましては、まず飲料水の確保と云う面からして上水道のタンクを大きくしようと云う計画です。この方は補助金としては、まだ見越ししてはございませんが、政府の方へは報告はしております。
それから独自の何としましてのこの方は、恒久の何は、先に申上げました様に期間も別に定められてないし、又要項によりましてどうう云うふうな補助をやると云うふうになつておりますが、本市としましては、今どの位のポンプが必要であるか、と云うことについては未だ部落の方に照合してありませんが、市として、どうしてもかん害対策として考えていかなければいけないと云うことにつきましては、先き市長さんの方からもありました様に5号線一帯の完全給水をこの機会にどうしてもやらなければいかないんじやないかと、この方も結局はかん害対策として仕事の面もやりたいと思つております。

18番～それで64年度の予算も、この件については、組んでないと云うことになる訳だと思ふんですが、要するにこの特別交付税の使途については、これと云つた限度はない訳ですが、只かん害対策費として無だのない様な対策をすれば良い訳ですね、この場合に、いわゆることにあるんですが、かん害対策になるか、どうか、これは形式的なものになりますので、この水道工事の延長費と云うのはどう云うことですか、これはかん害と云うのは、水道工事費と云うのは、どう云うものですか、工事費負費の中の水道工事と云うのは、

助 後～この方は先きも申上げました様に5号線一帯はおもに水源がございませんので、又近くに市の水道が出来ておりませんので、どうしても地下の方にたよらなければいけないと云うことになつておりますが、野嵩の方につきましては、水道を引けば今直ぐ引ける様な所にございまして、そして水道が入つてない関係で結局は今度のかん害対策としては、5号線一帯のみに給水しなければいけない状態になつておりますが、これを毎日給水するよりは、この機会にかん害対策として取り上げて水道を常設すれば給水の必要はなくなるからと云う計算です。それでかん害対策として取り上げて水道施設を作ることにした方が良いと云う訳です。

18番～見解の相違になるかも知れませんが、水道を引くと云うことは私は毎日給水されるんだと、今後ですね、市内の人が水くみに来た場合水代はどうなるかですね、当局はそれまで指導なさるか、水はいわゆる公設物として水があるんだと云うようになれば、そこに公設物そのものは、申込みを含んだが、この場合はどうなるかですね、

助 後～この方はもつばら市の方で使う水をやると云う何で考えて居る訳で

す、外からの云々については、考えておりません。

18番～市のお金で作つてかんばり費の公営もそう云つた様な。

助 後～この件につきましては、別に考えておりません、それで市として、この云わば給水、或は消防署も伊佐の方からやつておりますので、市の直接使う何として考えてやつている訳であります。個人個人の所については別に考えておりません。

18番～将来は伊佐の方に予て貯水をした方が、伊佐に行けば市の貯水池からすぐもらえるんだと云うことにもな勢でするので当局は市でもつて独自でやるのか、市独自のみの貯水池であるのか、市民にも解放されるのか、その辺を伺いたい。

助 後～市民に開放してやると云う意味ではやつております。

議 長～暫休解散します。(午後4時42分)

議 長～再開散します。(午後4時43分)

5番～この予算追加の4、372\$と云うの社会費かんばり費に当てておりますが、それに関連して質問致します。今度のかんばり費と並んで、市當局はその費用としてめこれ、これやもなくちやいかない、したがつてどれだけの費用が必要だと云つた様な具体的質疑をまとめて、この費用を助成を得るために、政府にかけ合つた事がありますか、或は主管当局からそう云うふうな必要があれば審査提出する様にとの何等かの連絡がありましたかどうか。

市 長～かんばり費について政府にお願いしたのは議長さんが見たた議会時にも成府の方々にお願いしましたが、それから立候補の場合にもお願いしております、この他にてちらでこれらけ要るからと云う折衝なしであります。

5番～そうすると政府の議長さん、それから立候補の候補者が来られた時に要請したとの話であります、具体的資料を提出しての要請でありますか。貝塚 原則にお願いしますと笑つた様なそう云うふうな形での要請であつたんですか。

市 長～資料を提出してあります。

5番～政府には対策本部と云うのがもう決されていますが、今度のかんばり費について、私が自分の新幹線のやはり水の方を取りに水道事業の助成金を得る方法について機関に聞きました折、宜野湾市から利も出ていないと云う答弁でしたが、最初は何故貴方々のものは全然報告がない

す。外からの云々については、考えておりません。

18番～市のお金で作つてかん害対策の公営もそう云つた様な。

助 徒～この件につきましては、別に考えておりません。それで市として、この云わば給水、或は消防署も伊佐の方からやつておりますので、市の直接使う何として考えてやつている訳であります。個人個人の何については別に考えておりません。

18番～将来は伊佐の方に予て貯水をしただが、伊佐に行けば市の貯水池からすぐもらえるんだと云うことにもなれますので結局は市でもつて独自でやるのか、市独自のみの貯水池であるのか、市民にも解放されるのか、その辺を伺いたい。

助 徒～市民に解放してやると云う意味ではやつております。

議 長～暫休憩致します。(午後4時42分)

議 長～再開致します。(午後4時43分)

5番～この予算追加の4,372\$と云うのは全額かん害対策に当てておりますが、それに関連して質問致します。今度のかん害対策と致しまして、市当局はその費用としてあこれ。これやらなくちやいかない。したがつてどれだけの費用が要ると云つた様な具体的資料をまとめて、この費用を助成を得るために、政府にかけ合つた事がありますか、或は主管当局からそう云うふうな必要があれば書類提出する様にとの何等かの連絡がありましたかどうか。

市 長～かん害対策について政府にお願いしたのは課長さんが見えた場合にも政府の方々にお願いしましたが、それから立法院の場合にもお願いしてあります。この他にこちらでこれらけ要るからと云う折衝をしておりません。

5番～そうすると政府の課長さん、それから立法院の複数回が来られた時に要望したとの話ですが、具体的資料を提出しての要望でりますか。只一般的にお願いしますと云つた様なそう云うふうな形での要望であつたんですか。

市 長～資料を提出しております。

5番～政府には対策本部と云うのがもうけられていますが、今度のかん害対策について。

私が自分の新部落のやはり水の方を振りに水道事業の助成金を得る方法について建巡局に聞きました所。宜野湾市から何も出ていないと云う答弁でしたが、最初は何故貴方々のものは全然報告がない

んじやないかと、いや報告がなくても我々が頼つているんだから、宜野湾市からあるがなかろうが、私達の訴訟は、ぼくが労るから提出させてくれと云うので資料は提出してあります楚連閣の水道関係の方だつたですが、他の市町村からは色々の資料が提出されて居る様であつたんですが、係の説明によると、宜野湾市からはかん管対策費用としてのいわゆる政府に対する特種費が未だ出ていないと云つた様な印象を受たんですが、そう云つた面のやるべき事を遺漏して或は忘れてやつて無いと云うことは無いですか、

これはあくまで 4376 \$ 位要望が無くとも当然これは特別交付税として支給される性質のものでありますか？

議長～暫休憩をします。（午後4時45分）

議長～再開致します。（午後4時51分）

5番～交付税の割合によつて交付なつた特別交付税でありますか、そうすると要望は全然なかつたとしても、この 436 \$ の特別交付税は交付された事になる訳ですか？

市長～この 4376 \$ は大体政府の方で査定をしてこちらからの要望書によつて査定されたものではないと思います。

5番～ですからこの 4376 \$ と云う特別交付税の金額の査定は今後のかん管の割合によつて政府自からの査定に移づくものか、それとも交付税の割合によつて算出されたもんであるか、交付税の割合ですね、そうすれば被雇先の会話になりますが、ここから要望があるうがなかろうが、あつたと云うことになる訳ですね。

市長～交付税ですね。

5番～もう少し掘り下げて聞きたいんですけど、楚連閣でそう云うふうな話を聞いたんですが、何も出してないんですか？

市長～ここに移動施設が見えた所にお配りした、それで楚連閣係も見えて、それからどこの図書所關係も見えておりますので、おそらく何も出さなかつたと云うことは言えないとんではないかと思います、又個人様にお配りするのば、職員の前でやつておりますから。

5番～私が現に訴訟の水道の件でお願いに行つた時は、ちょうど 6月6日であります、そのも月も日現在で貴方の方からは何も来てないんだがと云うふうに云われた、ああ、そうですか、来てなければ来てないで良いぢやないですか、私は現に貴方の前に要請してありますから、それを検討して下さいと云つたんですが、やはりその前に市の方からも出しておいた方が都合が良いんだなと云う印象を受けたんで

んじやないかと、いや報告がなくても我々が頼つているんだから、宣野湾市からあるがなかろうが、²⁴ 遠の部落は、ぼくが分るから提出させてくれと云うので資料は提出してあります建設局の水道関係の方だつたですが、他の市町村からは色々の資料が提出されて居る様であつたんですが、係の説明によると、宣野湾市からはかん害対策費用としてのいわゆる政府に対する要望書が未だ出ていないと云つた様な印象を受たんですが、そう云つた面のやるべき事を遠慮して或は忘れてやつて無いと云うことは無いですか。
これはあくまで 4376 \$ は要望が無くても当然これは特別交付税として支給される性質のものでありますか？

議長～暫休憩致します。(午後4時45分)
議長～再開致します。(午後4時51分)

5 番～交付税の割合によつて交付なつた特別交付税でありますか、そうすると要望は全然なかつたとしても、この 436 \$ の特別交付税は交付された事になる訳ですか？

市長～この 4376 \$ は大体政府の方で査定をしてこちらからの要望書によつて査定されたものではないと思います。

5 番～ですからこの 4376 \$ と云う特別交付税の金額の査定は今後のかん害の割合によつて政府自からの査定に基づくものか、それとも交付税の割合によつて算出されたもんであるか、交付税の割合ですね、そうすれば建設局先きのお話になりますが、ここから要望があろうがなかろうが、あつたと云うことになる訳ですね。

市長～交付税ですね。

5 番～もう少し掘り下げて聞きたいんですが、建設局でそう云うふうな話を聞いたんですが、何も出してないんですか？

市長～ここに移動班が見えた場に全員にお配りした。それで建設関係も見えて、それからここに出張所関係も見えておりますので、おそらく何も出さなかつたと云うことは言えないんではないかと思います。又個人皆にお配りするのは、職員の前でやつておりますから。

5 番～私が現に部落の水道の件でお願いに行つた時は、ちょうど 6 月 6 日であります。その 6 月 6 日現在で貴方の方からは何も来てないんだがと云うふうに云われた。ああ、そうですか、来てなければ来てないで良いじゃないですか。私は現に貴方の前に提出してありますから、それを検討して下さいと云つたんですが、やはりその前に市の方からも出しておいた方が都合が良いんだなと云う印象を受けたんで

ですが、そこでその辺の事を一応公用でこの問題を確認するようお願い致します。

水道課長～出張所の方から所長さんが見えて、資料の提出を申上げて、それでこの件でこちらの給水対策における豊橋市水道課は伊佐の事であるとそこに詰めをしたいと云う様な事も出張所長を通じてお話を申上げてありました、それでその件につきましては係の方には、伊佐の貯水池の問題とそれから真宗寺の方からの連絡がございましたので、それもついでに出来たら資料を持って行つてこう云うふうにやりたいと云う様な事をお話し申上げ、要請するのが当然だが、その前に一応政務の係にこう云う事をやりたいと云う事は連絡しておいた方が良いだろうと云う様な事を話してあつたんですが、その後出張所の方から再び連絡を取つておられますので、一応設計図が出来てから直接本庁の係には会つた方が良いと云う事でありましたが、それから早速設計図に取りかかつて、昨日で設計図が出来ております、画面も出来ております。それで今朝市長さんの方で、それをその伊佐の貯水池の件は負担行為を早めにやると云う事で、本庁の方へ今朝一緒に持つて行つてあります。

3番～それに同意しまして、今度のかん答ではひどいかんばつでありますてまれに細いかん答を受けている様であります、今後のこう云うのを無くするとか。これに対する対策においても是非その異常をどうむつでいる所の実情を調べるなり、そう云うものに努力すると云う事が必要だと思料いたしましたが、その点かん答を受けた地域、或は場所においての措置なんか、充分やつておられるかどうか、

市長～指図ですか、

3番～はい、

経済課長～指導はやつております、

議長～質問致します。(午後4時54分)

議長～再開致します。(午後4時57分)

16番～野備地区内の水道延長工事の問題についてであります、特に飲料水でございますので、宝勝市内の中に本当に災害対策費として、野備以上に飲料水に困った所は無かつたかどうか、1カ所に4、200ドリルと云う水道施設を工事を計画してありますが、考えて見た場合に5台程度におきまして、神山までは、上水道施設が為されていて、それから真宗寺地区においても中学校や小学校まで入つていているといつた場合に考えられなかつたかどうか、それが1点、伊佐渓水源自体の貯水池の設置の件でござりますが、この貯水池自体は作つてもこの水は自分で入る機にはなつて居りませんが、その能動面についての伊佐部落との相談はどう云うことになつているかどう

ですが、そこでその辺の事を一応公用でこの問題を確保するようお願い致します。

水道課長～出張所の方から所長さんが見えて、資料の説明を申上げて、それでこの件でこちらの給水対策における看板水筒所は伊佐の泉であるとそこに施設をしたいと云う様な事も出張所長を通じてお話を申上げてありました。それでその件につきましては係の方には、伊佐の貯水池の問題とそれから真志喜の方からの連絡がございましたので、それもついでに出来たら資料を持って行つてこう云うふうにやりたいと云う様な事をお話し申上げ、要望するのが当然だが、その前に一応政府の係にこう云う事をやりたいと云う事は連絡しておいた方が良いだろうと云う様な事を話してあつたんですが、その後出張所の方から再三連絡を取つておりますので、一応設計書が出来てから直接本庁の係には会つた方が良いと云う事でありましたが、それから早速設計に取りかかつて、昨日で設計書も出来ております。図面も出来ております。それで今朝市長さんの方で、それをその伊佐の貯水池の件は負担行為を早めにやると云う事で、本庁の方へ今朝一時に持つて行つてあります。

3番～それに関連しまして、今度のかん害ではひどいかんばつでありますてまれに無いかん害を受けている様であります、今後のこう云うのを無くするとか、これに対する対策においても是非その災害をこうむつている所の実情を調べるなり、そう云うものに努力すると云う事が必要だと思料いたしますが、その点かん害を受けた地域、或は場所においての指図なんか、充分やつておられるかどうか、

市長～指図ですか、

3番～はい。

経済課長～指導はやつております。

議長～暫休憩致します。(午後4時54分)

議長～再開致します。(午後4時57分)

16番～野嵩地内の水道延長工事の問題についてであります、特に飲料水でございますので、宣野湾市内の中に本当に災害対策費として、野嵩以上に飲料水に困つた所は無かつたかどうか、1カ所に4,200ドルと云う水道施設を工事を計画してありますが、考えて見た場合に5号線側におきまして、神山までは、上水道施設が為されていると、それから真栄原地区においても中学校や小学校まで入つているといつた場合に考えられなかつたかどうか、それが1点、伊佐浜水源自体の貯水池の設置の件でございますが、この貯水池自体は作つてもこの水は自分で入る様にはなつて居りませんが、その維持面についての伊佐部落との相談はどう云うことになつてあるかどう

市長～只今のは、給水対策について野高以外にそれ以上の上がつた所は無かつたかと云う事について、東奥飲料水に困つた所がりり部落になりますが、その上原からずつと佐真下まで特にこの普天間の近くでわざかの戸数ではありますが、中城はとなりまで給水しておるんだが宜野湾であるがために水がそこからもらえないと云つて、わざわざその所に車をまわして、最初はやつておったんです。5号線地帯はどうしても、これはあれだけの大さな地域を本工事にもつて行かなければ、恒久的な対策にならないので、一応それは次の年度の予算で恒久的な給水が出来る様に進めるために、又一斉に今回の対策であれを給水出来る様な工事を援助する事は出来ないので一応次の年度でかかると。そのわざかな戸数の所は今普天間の近くの七ツヤ川の所まで行つてから、それだけ延せば、運搬しないであります。まずこれを緊急の対策として延す事にしようと云うので、そこだけを取り上げて居る所であります。そこから次の2番目の伊佐の当該については、水道課長の方から答弁していただきます。

水道課長～その当該の件につきましては、緊急な給水をして居ると聞きましたので、市長さんと伊佐の地域、幹部と懇談会を持つた訳です。それで伊佐の部落においては、この災害に対する非常に合理的に早急に給水をやつてもらいたいとありがたく思つた訳でございます。それでこの際こう云う政府の災害に対する補助もありますし、この補助を得て、そしてこのかん害が今年だけの問題じやなくして普天間もあるとも考えられるし、それとかみ合せまして、結局そう云う飲料水の準急の問題と、それから非常災害に水道ではまに合わないと云う場合に結局伊佐の水源を利用出来るし、その意味でこの際施設をやつてあげたいと云う様な事になつた訳でございます。それでその管理面については又現在は話し合つております。

16番～先の市長の話しては次年度において5号線側は申請になつております。水道事業の計画をもつておられると云う様なお話をございましたが私しがお聞きしておりますのはですね、災害対策費として、出しからには、どちらが一番飲料水に困つた部落であつたか、この基準を問題にしている訳です。

市長～先き申し上申した九力部落は同様に困つて居るものと考えております

1番～先程の市長のお話の中では5号線地帯の恒久的対策として、次年度予算でやると云う事になつておりますけど、次年度の予算せやるんで計上した場合に政府から出されてある災害、かん害対策費の50%補助の適用を受けられるかどうかですね。その一点と、それから第20箇の飲料及び損耗100%事となつておりますけど、これは一律に賄費として支出される事になつておりますが、運搬車の購入と云う事などを考慮して、そう云つた購入計画はなされたかどうかですね。それに運搬車を購入して、そう云つた運搬に着手する

市長～只今のは、給水対策について野高以外にそれ以上の上がつた所は無かつたかと云う事について、事実飲料水に困つた所が9ヶ部落になりますが、その上原からずつと佐真下まで特にこの普天間の近くでわざかの戸数ではありますが、中城はとなりまで給水しておるんだが宜野湾であるがために水がそこからちらえないと云つて、わざわざそこの所に車をまわして、最初はやつておつたんです。5号線地帯はどうしても、これはあれだけの大きな地域を本工事にもつて行かなければ、恒久的な対策にならないので、一応これは次の年度の予算で恒久的な給水が出来る様に進めるために、又一斉に今回の対策であれば給水出来る様な工事を援助する事は出来ないので一応次の年度でかかると、そのわずかな戸数の所は今普天間の近くのヒーヤ川の所まで行つてから、それだけ延せば、運搬しないですむので、まずこれを緊急の対策として延す事にしようとして、そこだけを取り上げて居る訳であります。そこから次の2番目の伊佐の施設については、水道課長の方から答弁していただきます。

水道課長～その施設の件につきましては、緊急な給水をして居ると聞きましたたので、市長さんと伊佐の地域、幹部と懇談会を持つた訳です。それで伊佐の部落においては、この災害に対しては非常に合理的に早急に給水をやつてもらいたいとありがたく思つた訳でございます。それでこの際こう云う政府の災害に対する補助もありますし。この補助を得て、そしてこのかん害が今年だけの問題じゃなくして将来もあるとも考えられるし、それとかみ合せまして、結局そう云う飲料水の早急の問題と、それから非常災害に水道ではまに合わないと云う場合に結局伊佐の水源を利用出来るし、その意味でこの際施設をやつてあげたいと云う様な事になつた訳でございます。それでその管理面については又現在は話し合つております。

16番～先の市長の話では次年度において5号線側は申請になつております、水道事業の計画をもつておられると云う様なお話をございましたが私しがお聞きしておりますのはですね、災害対策費として、出すからには、どちらが一番飲料水に困つた部落であつたか、この基準を問題にしている訳です。

市長～先き申し上げた九ヶ部落は同様に困つて居るものと考えております

1番～先程の市長のお話の中では5号線地帯の恒久的対策として、次年度予算でやると云う事になつておりますけど、次年度の予算でやると内に計上した場合に政府から出されておる災害、かん害対策額の50%補助の適用を受けられるかどうかですね、その一点と、それから第20篇の借料及び損料1060番となつておりますけど、これは一時消費経費として支出される事になつておりますが、運搬車の購入と云う事などを考慮して、そう云つた購入計画はなされたかどうかですね、それに運搬車を購入して、そう云つた運搬に従事する

事が出来なかつたかどうか。

市長～5号線の工事をかん害対策としてやつた場合に50%の補助が得られるかどうか、と云う事であります。私達は得られるものとしてこれを解しやすくして、これを一応申請しようと思つております。しかしこの答えについては、まだ計画はその通りで進める様に課長には話してあります。それから、尚資金は予算の場合に組まれたと思いますが、或る計画でも開発公社から借り入れた予算しかければならんじやないかとこう思つております。それから水の遅報車については早急の問題であります。又そのかんばつの期間が予測出来ませんので購入と云うことは考えておりません。すなわち考えてなかつた訳であります。

16番～先の問題と関連致しまして、給水施設のタンクを施設されると先にかん害対策委員会の場合にも非常に悩みの点があつたのは別に施設がないと、こう云うふうな貯料水に困つて居る部落にかぎり給水施設がないと云う様な事が問題になつた訳でございますが、この更正予算を見ますと給水施設のタンクを作ると受水施設に対してもう云うお考えをもつておられるかどうか。市でもつて公設物を作るかそれとも又需要家自体にそう云う指導的言をなさるおつもりであるか、お聞きしたい。

市長～今度の場合には、タンクを借りるだけ借りて、向こうにおかしてあります。それから公設物と云う事になりますと、これがかん害の時だけに遅報して入れて、平常は使わぬと云うことになつて、いわゆる學費は入れなければ水は入らない段でありますので、どうかと思ひます。しかし今度そこに水道を延長して給水する様になればこの恒久的な受水施設としてのタンクを要らないんではないかとう想うのであります。

議長～質休憩致します。(午後5時01分)

議長～再開致します。(午後5時11分)

4番～この便通について、政府から指示があつて、この通り費目をこの費目によつて、整備金額の控出をやつたのか、或は便通について別に指示がなかつたのかどうか。

市長～かん害対策に倣てもらうようですね。

4番～かん害対策費の中のこの費目以外には使つていかないと云う。

市長～いやそれにはかん害対策であればそれ以外でも出来る訳です。

4番～いや、別に他にかん害対策費として費目を考えられなかつたと云う

事が出来なかつたかどうか。

市長～5号線の工事をかん害対策としてやつた場合に50%の補助が得られるかどうか、と云う事であります。私達は得られるものとしてこれを解しやすくして、これを一応申請しようと思つております。しかしこの答えについては、まだ計画はその通りで進める様に課長には話してあります。それから、尚資金は予算の場合に組まれたと思いますが、或る計画でも開発公社から借り入れた予算しなければならんじやないかとこう思つております。それから水の運搬車については早急の問題であります。又そのかんばつの期間が予測出来ませんので購入と云うことは考えておりません。すなわち考えてなかつた訳であります。

16番～先の問題と関連致しまして、給水施設のタンクを施設されると先にかん害対策委員会の場合にも非常に悩みの点があつたのは別に施設がないと、こう云うふうな飲料水に困つて居る部落にかぎり給水施設がないと云う様な事が問題になつた訳でございますが、この更正予算を見ますと給水施設のタンクを作ると受水施設に対して、どう云うお考えをもつておられるかどうか。市でもつて公設物を作るかそれとも又需要家自体にそう云う指導勧言をなさるおつもりであるか、おききしたい。

市長～今度の場合には、タンクを借りるだけ借りて、向こうにおかしてあります。それから公設物と云う事になりますと、これはかん害の時だけに選擇して入れて、平常は使わないと云うことになつて、いわゆる平常は入れなければ水は入らない訳でありますので、どうかと思いますが、しかし今度そこに水道を延長して給水する様になればこの恒久的な受水施設としてのタンクも要らないのではないかと思うのであります。

議長～暫休憩致します。(午後5時01分)

議長～再開致します。(午後5時11分)

4番～この便途については、政府から指示があつて、この通り費目をこの費目によつて、金額全額の~~返~~出をやつたのか、或は便途については別に指示がなかつたのかどうか。

市長～かん害対策に使てもらうようにです。

4番～かん害対策費の中のこの費目以外には使つていかないと云う。

市長～いやそれは、かん害対策であればそれ以外でも出来る訳です。

4番～ちや、別に他にかん害対策費として費目を考えられなかつたと云う

事ですか、

市長～それ以外に困った対策ですね、

4番～はい、費目は考えられなかつたかと云うことです、そうしますと、この額においても、こちらで市長の当月の収入によつて、これだけの額を計上した訳ですか、そうしますとこの20箇の借料及び損料でありますか、かん管用水運搬車、借料ですか、722\$計上してありますが、この予算は今月一杯で消費しなければいかんか、果して実際につこの予算が今月一杯に消費可能であるかですか、

市長～それは天気ですから、私には消費されるまで運搬しなければならないどうかは分りませんが、もし2、3月頃雨がふつてこれが消化出来ない場合には結局消化出来ない分は市の予算に織入れる方法をどり度い、

4番～先、3番さんからも質問がありました、2、3月の雨量の量は、ほつきりしておりますが、大分ふつたと聞いておりますが、この現在の状態で行つた場合にそれだけ満喫する黒過してありますか、

市長～これは特に更正しましたのは、6月1杯でその金は消化されるべきものでありますので、一応6月一杯雨がふるかふらんかは別問題として、私達の計画としては、今年度は何時雨があるか知らないからと云う訳で、6月一杯のかん管の対策として、そこで予算は削してある訳であります。若しそれがその予算の途中で雨があつてしまえば予算に出てある全部は消化は出来ない事になりますが、いわゆるそれが残された金は繰り越しとして、次の予算に行く訳で他にこれを費用正味いくらと云う見積は寺の所出来ないんじやないかとこう思つております。

4番～不用額は出さない様にしてもらいたい、

市長～いや早く出したいと思います、出してもらいたいものです、

4番～雨がふつたにしても実際にはかん管を現在受けているかん管が私達これ以外に担当あるんじやないかと思ひます。それから一寸お聞きしたいんですが、この消耗品の中に損害虫の共同防除費ですか、これ以外に担当あるんじやないかと思ひます。それから一寸お聞きしたいんですが、この消耗品の中に損害虫の共同防除費ですか、これの1、290\$が計上されであります。これが算定の基礎がどの様な基礎でこれだけの額になつておるか、わかりませんが、現在において市内の農作物のかん管、そのものがたしてこれだけの予算で充分可能であるかどうか、私は質問を持つておりますが、若し他に

事ですか。

市長～それ以外に変つた対策ですね。

4番～はい。費目は考えられなかつたかと云うことです。そうしますと、この額においても、こちらで市長の当局の方量によつて、これだけの額を計上した訳ですか。そうしますとこの20節の借料及び損料でありますか、かん害用水運搬車、借料ですか、722\$計上してありますが、この予算は今月一杯で消費しなければいかんか、果して実際にこの予算が今月一杯に消費可能であるかですね。

市長～それは天気ですから、私には消費されるまで運搬しなければならないかどうかは分りませんが、もし2、3日頃雨がふつてこれが消化出来ない場合には結局消化出来ない分は市の予算に繰入れる方法をとり度い。

4番～先、3番さんからも質問がありました。2、3日の雨量の量は、はつきりしておりませんが、大分ふつたと聞いておりますが、この現在の状態で行つた場合にこれだけ消費する見透しでありますか？

市長～これは特に更正しましたのは、6月1杯でその金は消化されるべきものでありますので、一応6月一杯雨がふるかふらんかは別問題として、私達の計画としては、今年度は何時雨がふるか知らないからと云う訳で、6月一杯のかん害の対策として、そこで予算は出してある訳であります。若しそれがその予算の途中で雨がふつてしまえば予算に掛けてある全部は消化は出来ない事になりますが、いわゆるそれが残された金は繰り越しとして、次の予算に行く訳で他にこれを実際正味いくらと云う見積は今の所出来ないんじやないかとこう思つております。

4番～不用額は出さない様にしてもらいたい。

市長～いや早く出したいと思います。出してもらいたいものです。

4番～雨がふつたにしても実際にかん害を現在受けているかん害が私はこれ以外に相当あるんじやないかと思います。それから一寸お聞きしたいんですが、この消耗品の中に病害~~虫~~の共同防除費ですか、これ以外に相当あるんぢやないかと思います。それから一寸お聞きしたいんですが、この消耗品の中に病害~~虫~~の共同防除費ですか、これの1,190\$が計上されておりますが、この算定の基礎がどの様な基礎でこれだけの額になつておるか、わかりませんが、現在において市内の農作物のかん害、そのものがはたしてこれだけの予算で充分可能であるかどうか、私は疑問を持つておりますが、若し他に

不用額が出る様な費目があるならば、何時でもこう云つた様な面の費目に使えると云う方向に持つて行つた方が良いんぢやないかと云うふうに考えますが、それについてどう考えておられるかですね、更にこのユーチの算定の基礎について御説明願います。

経済課長～病害中の防除農業購入について説明いたします。これはキビに普通、害がある訳であります。この害虫は今度のかんばつのために水分が少くなつておりますので、これに影響する訳でありますのでキビを対象に考えて居ります。キビの面積が22,195アールであります。それで坪当り1.3個の薬品代として算定してあります400ケース分を計上してあります。

4番～前に資料が提出されておりましたが、あの資料からしますと、キビ作のほとんどが、このかん害による所の被害を受けていると云うようにお聞きしましたが、單なるこの被害虫だけによる所の害だけではなくてこのかん害によつて他の私は被害を受けているものもあると思いますが、同じキビの場合、これに対するは、どの様な面で対策を立てておられるか。尚又先きの市長の御説明で目標額を出したいたと云う御説明であります。しかし、この金額、使つても私はかん害対策の実費にしかならないと、果して滿足するだけのかん害対策になるかどうか、振開を持ちます。これからすると少しも不用額を出すと云う事じやなくして直撃の面で非常にかん害の被害が大きい面にもつと被えないかどうか、又他に先もお聞きしましたが、その他には項目は全然考へられないと云う所でしたが、私はその他に色々な苗不足だと云うことも聞いたし、或は又病害虫同じキビにおいても病害虫による所の被害だけじやなくして、或は病害虫はないにしてもかん害によるところの被害がそうとうあると云うふうな説明を受けましたが、それに対するは、全然対策は講じないと云う事にしかなりませんので、それについてどう、他の面での対策を立てるかですね、それについて。

市長～病害虫のことについては、若しこの部分が不足してですね、損料及び備料、そう云う面で或は飲料水はもういらないが、昔水取除がまだあると云うことであれば目の検査も出来ますし、必ずかん害対策の目だけで振出してしまうと云う所ではありきませんので、その最も必要な所に余つた所から持つて行く事も出来ると思う

4番～今先の御説明にありましたと、この項目以外に例えば病害虫だけの被害じやなくて、或は病害虫はないにしてもかん害が同じキビにおいてもあるんぢやないかと思います。それに對してどの様に対策を講ずるか、或は又これは單なるキビだけの病害虫の取扱いですがその外、例えばサツキにイモにしても大きい被害があると、或は他の耕作物においても私は被害があると思うんですが、これについては

↓参考

不用額が掛る様な費目があるならば、何時でもこう云つた様な面の費目に使えると云う方向に持つて行つた方が良いんぢやないかと云うふうに考えますが、それについてどう考えておられるかですね、更にこの 11 節の算定の基礎について御説明願います。

経済課長～病害中の防除農薬購入について説明いたします。これはキビに普通、害がある訳であります、この害は今度のかんばつのために水分が少くなつておりますので、これに影響する訳でありますのでキビを対象に考えて居ります。キビの面積が 22,195 アールであります。それで坪当たり 1,3 個の薬剤代として算定してあります 400 ケース分を計上してあります。

4 番～前に資料が提出されておりましたが、あの資料からしますと、キビ作のほとんどが、このかん害による所の被害を受けていると云ふふうにお聞きしましたが、單なるこの被害だけによる所の害だけでなくこのかん害によつて他の私は被害を受けているものもあると思いますが、同じキビの場合、これに対する対策はどの様な面で対策を立てておられるか、尚又先きの市長の御説明で目標額を出したいと云う御説明がありました、しかし、この金額、使つても私はかん害対策の 1 節にしかならないと、果して満足するだけのかん害対策になるかどうか、疑問を持ちます。これからすると必ずしも不用額を出すと云う事じやなくして産業の面で非常にかん害の被害が大きい面にもつと使えないかどうか、又他に先もお聞きしましたが、その他には項目は全然考へられないと云う點でしたが、私はその他に色々な不足だと云うことも聞いたし、或は又病害と同じキビにおいても病害による所の被害だけじやなくして、或は病害はないにしてもかん害によるところの被害がそうとうあると云ふうな説明も受けましたが、それに対する対策は構じないと云う事にしかなりませんので、それについてどう、他の面での対策を立てるかですね、それについて。

市長～病害のことについては、若しこの部分が不足してですね、損料及び借料、そう云う面で或は飲料水はもういらないが、害除がまだあると云うことであれば目の融通も出来ますし、必ずかん害対策の目だけで融通してしまうと云う訳ではありませんので、その最も必要な所に余つた所から持つて行く事も出来ると思う

4 番～今先の御説明にもありました、この費目以外に例えば病害だけの被害じやなくて、或は病害はないにしてもかん害が同じキビにおいてもあるんぢやないかと思います。それに対する対策はどの様に対策を講ずるか、或は又これは單なるキビだけの病害の除費ですがその外、例えばサツマイモにしても大きい被害があると、或は他の農作物においても私は被害があると思うんですが、これについて

どう云つた様な形で対策を立てられるか、或は又このかん害対策費で他に費用がなかつたと云うのは、約得出来ませんが、他にこう云つた様な被害を受けた農作物に対して何んだかの形で対策を立てられておるのか、それについて御説明願います。

経済課長～おつしやる様に農作物の被害は大きい誤でありまして、今私達が計算しました所によると、6月1日現在におきまして、約20万\$の損害だと、計算しましたのが、後で数字はつきり申し上げますが、約20万\$、そうななりますと、それでどの欠損を補うと云うことが、完全な考え方と云う事であります。これは、しかし救済として、それがだけの金を見積ると云うことですが、そうななりますと総局今起つている被害を何らかの方法でいくらか制限すると云う事がまずさし高たより市として出来る範囲内の仕事ぢやないかと思う誤であります。そしてまず一番市で大きい所の主用作物である所のキビの被害を調査してみたいと云う誤けで、それにはもち海水のないかわいが谷と云うことは、灌漑と云う事は到底不可能な事である。雨を待つと云う以外はない。それで出来る事は病害虫によつて、或被害を進めて居る所をいくらか制限しようと云う位の事であります。又畠苗につきましては、これは次年度の予算にも計上してありますが、農家の被害をいくらかでも制し、生産に復立てようと云う意味で、次年度の予算にもかん害対策費予算を計上した誤であります。一応研究会をしまして、その強には、畠苗の場合でも亦稻の場合になりますと、次年度の予算になつて、計上していただきたいと云ふふうな考え方であります。

4番～外にも相当な被害はあります。しかしそれだけ多額な損害額をこの予算ではどうにもならないと云うことで、重点的にこれだけこの費用だけ計上したと云うふうに解しやぐして良いでしよう。それで先きも4番さんから指道されておりましたが、すでに20万\$内外のかん害被害額を出して居ると、当然その問題を今後対策をたてて取きたいと云うふうに考えますが、この20万\$の被害の対策として、政府に対してどの様な方法でこの救済の道を講じてもらうか或は当局として、すぐ政府に対して、これだけの資料を提出して补助金。或は救済面の申請を、或は陳情をするか考へてあるか。畢竟に私は為べきだと思いますが、それについて一応はどの様な形で政府に陳情なされるか、それについて、御説明願います。

市長～今陳情と云ふことはやつておりますが、被害の状況については、報告致しております。対策本部の方にですね。そして、向こうの方でその対策の方法として、いわゆる苗とか減耕資金の貸付金とか、そういうものが講じられることに新聞に発表された様な方法が講じられる様になつております。

どう云つた様な形で対策を立てられるか、或は又このかん害対策費で他に費目がなかつたと云うのは、納付届来ませんが、他にこう云つた様な被害を受けた農作物に対して何んだかの形で対策を立てられておるのか、それについて御説明願います。

経済課長～おつしやる様に農作物の被害は大きい訳でありますて、今私達が計算しました所によると、6月1日現在におきまして、約20万串の損害だと、計算しましたのが、後で数字ははつきり申し上げますが、約20万串、そうなりますと、それだけの欠損を補うと云うことが、完全な考え方と云う事であります、これは、しかし救済として、それだけの金を見積ると云うことですが、そうなりますと結局今起つている被害を何らかの方法でいくらか制限すると云う事がまずさしあたり市として出来る範囲内の仕事ぢやないかと思う訳でありますて、そしてまず一番市で大きい所の主用作物である所のキビの被害を調査してみたいと云う訳で、それにはもち餘水のないかわいた筈と云うことは、~~農業~~と云う事は到底不可能な事である。雨を待つと云う以外はない。それで出来る事は病害~~上~~によつて、尚被害を進めて居る所をいくらか制限しようと云う位いの事でありますて又~~種々~~につきましては、これは次年度の予算にも計上してあります、農家の被害をいくらかでも制し、生産に復立てようと云う意味で、貢年度の予算にもかん害対策の予算を計上した訳でありますて、一応研究致しまして、その他には、~~種々~~の場合でも水稻の場合になりますと、貢年度の予算になつて、計上していくといふうな考え方であります。

4番～外にも相当な被害はありますが、しかしそれだけ多額な損害額をこの予算ではどうにもならないと云うことと、重点的にこれだけこの費目だけ計上したと云うふうに解しやすくして良いでしような、それで先きも4番さんから指摘されておりましたが、すでに20万串内外のかん害被害額を出して居ると、当然その問題を今後対策をたてて載きたいと云うふうに考えますが、この20万串の被害の対策として、政府に対してどの様な方法でこの救済の道を講じてもらうか或は当局として、すぐ政府に対して、これだけの資料を提出して~~ず~~補助金、或は救済面の申請を、或は陳情をするお考えであるか、早急に私は為べきだと思いますが、それについて一応はどの様な形で政府に陳情なされるか、それについて、御説明願います。

市長～今陳情と云うことはやつておりますが、被害の状況については、報告致しております。対策本部の方にですね、そして、向こうの方でその対策の方法として、いわゆる~~書~~とか或は資金の貸付けとか、そう云うものが講じられることに新聞に発表された様な方法が講じられる様になつております。

議長～大体質疑もついた様でありますので、本案に対する質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

16番～この追加更正予算は実質的に云つて市の財源の問題じやなくして、云わば総意約なものではない様な感じがしますと申しますのは、今先の質疑申にもございました通り、市当局は災害対策について十二分に御検討はされておると思いますが、未だ未だそう云う面、災害対策を十二分に発揮するために各課連携する議題とか、政府とかの問題が折衝不充分な点が考えられますので、この災害対策費を十二分に効果あらしめるために、折衝をさせていただく趣要を申し上げまして、原案に賛成します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議長～議案第16号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを審決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第16号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、原案通り可決決定致します。

議長～1962年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題と致します書記をして朗読せしめます。

議長～監査員の報告を求めます。

監査委員～各会計の予算合帳並びに當納台帳と実績等により、照合した結果
當納も内容も正確であり、正当なものと認定いたしました、尚候監
査等について御報告申し上げますと、予金と諸票とは一致しまし

議長～大体質疑もつきた様でありますので、本案に対する質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

16番～この追加更正予算は実質的に云つて市の財源の問題じやなくして、云わば総意的なものではない様な感じがしますと申しますのは、今先の質疑申にもございました通り、市当局は災害対策について十二分に御検討はされておると思いますが、未だ未だそう云う面、災害対策を十二分に發揮するために各関連する農協とか、政府とかの問題が折衝不充分な点が考えられますので、この災害対策費を十二分に効果あらしめるために、折衝をさせていただく様要望申し上げまして、原案に賛成します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議長～議案第16号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第16号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、原案通り可決決定致します。

議長～1962年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題と致します書記をして朗読せしめます。

議長～監査員の報告を求めます。

監査委員～各会計の予算合帳並びに出納合帳と質疑等により、照合した結果出納も内容も正確であり、正当なものと認定いたしました。尚微税検査等について御報告申し上げますと、予金と諸票とは一致しまし

ゞ問題で間違いのない点を認めました、それから積立金については内訳を調べて見ましたが、積立金の1年、330、16の内基本財産の積立会は\$5,980,00退職金の積立が1,190,16英語教助の積立が\$1,194,00になつております。この追加に署名申し上げた件についても、今度の議会に提出されたものもございまして、それを議会にかけると思ひます、以上申上せて報告と致します。

5番～審査の結果、意見に對して質問致します、2項に決算も形質的に正確である。内容も正当なものと認定したとこう云ふうにありますこの文くに対しまして、3の付すべき意見の(口)不用額を多め支用している面が認められています、不用額の支出を認めていながら内容も正当なものと認定した理由は何んですか、

議長～不用額の支出ぢやなくして、不用額を出しているのです、この出すと云うのは不用額を残してあると云う意味です、

5番～そうですが、私の見違いでありました、

収入額～プリントにミスがござりますので、御質正をお願い致します、1ページの才入を款別にひとまとめにした便になつております、議会側の当初予算、追加更正予算、それから次は総経費の総額10ドルとなつております、これは済みません、預算の合計、それから次は調定額でありますが、前年度からの、これはずつと前からの未取扱いになつております、その次の過年度調定になつますが、これも、それから前年度、62年度における調定、調定の計取入額になつますが、付記の前年度総経費の、前からの未取扱いが上がつておりますが、この内には前の我的不前欠損に相当上がつて来るんじやないかと思ひますが、これはこの調査がまだやられておりませんので、1、2、3年前一寸出しただけあります、その後からは全然取れないんじやないかと假定も含んでないかと思ひますがこれは調査やつてありませんので、毎年の決算書に現われる不調額はどうぞこれに上つて来て、39,524ドル7タモントの未取扱いが出ておりますが、この内現年度に入つたのが、約7,000ドル位あります、この残りの内にこの不調額欠損額がありますが、これは今の所調べられておらずません、それからその次の予算現額に対する総額にになつております、合計においては、4,734ドル23セントの予算に対する総額と云う事になつております、その款の額が予算に對して各費目の比率になつております、それから調定に對する取入比率、予算額に對する取入比率、それから取入合計この年の金額の取入合計に對する、この款の取入の比率になつております、これが1ペーパーです、2ペーパーが才出のまとめてなつておりますが、この方は当初予算額追加更正予算額、それから総経費とあります、これはありません、それから予算額、支出額、その款

ア開題で間違いのない点を認めました。それから積立金については内訳を調べて見ましたが、積立金の10,330,16の内基本財産の積立金は\$5,980,00退職給与金の積立が1,190,16災害救助の積立が\$1,194,00になつております。この追加に報告申し上げた件についても、今度の議会に提出されたものもございまして、それを議会にかけると思います。以上申上げて報告と致します。

5番～審査の結果、意見に対して質問致します。2項に決算ま形質的に正確であり、内容も正当なものと認定したところ云うふうにありますこの文くに対しまして、3の付すべき意見の(口)不用額を多少支出している面が認められています。不用額の支出を認めていながら内容も正当なものと認定した理由は何んですか。

総務課長～不用額の支出ぢやなくして、不用額を出しているのです。この出すと云うのは不用額を残してあると云う意味です。

5番～そうですが、私の見違いがありました。

収入後～プリントにミスがございますので、御訂正をお願い致します。1ページの才入を款別にひとまとめにした後になつております。議会側の当初予算、追加更正予算、それから次は継続費の繰越10ドルとなつております。これは済みません。予算の合計、それから次は調定額でありますが、前年度からの、これはずっと前からの未収の繰越しになつております。その次の過年既調定になつておりますが、これも、それから前年度、62年度における調定、調定の計収入額になつますが、付記の前年度勘定分の、前からの未収額が上がつておりますが、この内には前の段の不納決損に相当上がつて来るんじやないかと思いますが、これはこの調査がまだやられておりませんので、1.2.3年前一寸出しただけであります、その次からは全然取れないんじやないかと税金も含んでないかと思いますがこれは調査やつてありませんので、毎年の決算書に現われる不納額はども見てこれに上つて来て、39,524ドル75セントの未収額が出ておりますが、この内現年度に入つたのが、約7,000ドル位あります。この残りの内にこの不納額欠損額がありますが、これは今の所調べられておりません。それからその次の予算現額に対する増減額になつております。合計においては、4,734ドル23セントの予算に対する増減と云う種になつております。その次の欄が予算に対する各費目の比率になつております。それから調定に対する収入比率、予算総目に対する収入比率、それから収入合計この年の全部の収入合計に対する。この款の収入の比率になつております。これが1ページです。2ページが才出のまとめになつておりますが、この方は当初予算額追加更正予算額、それから継続費とあります。これはありません。それから予備費、支出額、その次

の欄に流用減額がありますが、流用増額額であります。それから予算減額、これがいわゆる流用減、或は予備費流用しての執行した予算減額になつております。支當の荷額、それからその次がよく年度に超過された事業費があります。このよく年度超過額の1番下の合計がもれておりますから、御~~持~~入額います。26,743ドルその金がいわゆる過越の支出額の合計が支出額になつております。その次が超過費、過越額になつておりますが、これはありません。その次が不用額になつております。そしてその年の不用額の合計がもと493ドル62セント予算に対するこれだけ不用となつております。そうすると収入の1ページの収入の予算よりも1734ドル29セント多く入つたと云う形が過越になる訳です。そして不用額の次が予算減額に対する各款の比率になつております。それから支當合計に対する当初予算対比になつております。御~~持~~入額います。それから不用額の主なる点は土木費16ページの1項、2頁の道路新設費。この方に工事費目が26,949ドル59セントに対して25,831ドル、1,397ドル27セントの不用額になつております。5頁の方に工番上の給与の方が443、8%に対して281ドル60セント、124ドル余りの不用額になつております。それから18ページ5款1項の1箇補助費の方で車借上料が214ドル23セントに対して、111ドル64セントになつております。その時の2目も71ドル70セントこれは最もたる不用額ですが、それから保健衛生費の方へ21ページ奨励費の手数料の方が2頁の奨励費の手数料の方が280ドル54セントの残になつております。22ページの運営経費の方が2126ドル97セント残になつておりますが、この方は23ページの宿舎~~旅~~費が318ドル39セントになつてい表す。この方にもつぱら補助金でございまして、組合の方が品物は残つて、その品物の代に對して組合の方に6130人分の薬菓を売つてお考ます。2430ドル73セントの補助金が出ておりますが、この倍の額の薬菓を一袋は買つたと云う事になります。それからこのページの1番下の~~貢~~開地保育費に293ドル13セント残額を留してあります。それから23ページの市場費の施設費の方に724ドル80セント残りに對つてお考ます。これは予算を組む時と、被負者との値段が安すぎまして。それだけ高いしております。27ページの交際費の方に、922ドル21セントの残額になつてお考ます。その方は~~居~~場及び市場の資金借入れが3万円やつておられます。これを契約したのが1昨年の7月か、ちょうど予算提出と共に強行とは契約しまして3万ドル借入れる契約をやりました。その年で7月に契約しましてそれから工事を始めたのですが、金を渡すのは6、7ヶ月後になしかならないかも、いわゆる銀行に借り入れをこれはすぐ今借りなくても無効にはならないかと云う事をたずねたら、年度内に借入れば良いと云う事になりました。期けての3月に行つて市場の1万3千円それから6月までの期限だが、6月に替えて1万3千円の~~居~~場の施設費を貸りて、1万3千ドルの内、その半額を払ひが6千円が仕支払

の欄に流用減額がありますが、流用増額額であります。
それから予算減額、これがいわゆる流用減、或は予備費流用しての執行した予算減額になつております。支出の済額、それからその次がよく年度に繰越された事業費があります。このよく年度繰越額の1番下の合計がもれていますから、御入願います。26,743ドルその金がいわゆる繰越の支出済額の合計が支出額になつております。その次が繰越費、繰越額になつておりますが、これはありません。その次が不用額になつております。そしてその年の不用額の合計が6,493ドル62セント予算に対するこれだけ不用となつております。そうすると収入の1ページの収入の予算よりも4,734ドル23セント多く入つたと云う形が繰越になる訳です。
そして不用額の次が予算減額に対しての各款の比率になつております。それから支出合計に対する当初予算対比になつております。
御入願います。それから不用額の主なる点は土木費16ページの1項、2目の道路新設費、この方に工事費が26,949ドル59セントに対して25,831ドル、1.397ドル27セントの不用額になつております。5目の方に1番上の給与の方が443,84に対して281ドル60セント、124ドル余りの不用額になつております。それから18ページ5款1項の1目補助費の方で車借上料が214ドル23セントに対して、111ドル64セントになつております。その時の2目も71ドル70セントこれは徴々たる不用額ですが、それから保健衛生費の方へ21ページ奨励費の手数料の方が2目の奨励費の手数料の方が280ドル54セントの残になつております。22ページの産業経済費の方が2120ドル97セント残になつておりますが、この方は23ページの病害~~支給~~除費が318ドル39セントになつています。この方はもつばら補助金でございまして、組合の方が農作物は死つて、その農作物の代に對して組合の方に4130人分の農薬を売つておりますが、2430ドル73セントの補助金が出ておりますが、この倍の価額の農薬を一般は買つたと云う事になります。それからこのページの1番下の~~菫~~廢地解消費に293ドル13セント残額を出してあります。それから26ページの市場費の施設費の方に724ドル80セント残りになつておりますが、これは予算を組む時と、請負者との値段が安すぎまして、それだけういております。27ページの交際費の方に、922ドル15セントの残になつておりますが、その方は~~支~~場及び市場の資金借入れが3万円やつておりますが、これを契約したのが1昨年の7月か、ちょうど予算提出と共に銀行とは契約しまして3万ドル借入れる契約をやりましたが、この年で7月に契約しましてこれから工事を始めたのですが、金を使うのは6,7ヶ月後にしかならないから、いわゆる銀行に借り入れをこれはすぐ今借りなくても無効にはならないかと云う事をたずねたら、年度内に借入れば良いと云う事になりまして、明けての3月に行つて市場の1万5千円それから6月までの期限だが、6月に行つて1万5千~~支~~場の施設費を貸りて、1万5千ドルの内、その年の支払いが6千ドルは支払

をいたしました。そしてわざかの期間でありますので利子の方からいわゆるういて来たのでございます。220ドル2チセントのいわゆる利潤を出したと云うことです。以上を申上げました。これが才出の發りの主なものであります。額部にわたつては課長さんにお願い致します。

1番～エベーラの才入未済額の39、524ドル7ラセントの各年度別の才入額はずつと繰越して来ていると聞いておりますけどその年度別の繰越額と共に一応繰越額だけ御説明願います。

財政課長～資料をそこに持合わせておりませんので、後で御説明願います。

3番～追加の付題によりますと、事業費監査のために3期でやつたと云うことであります。どう云うことでありますか。市長としてはどうお考えですか。自治法の110条乃至は条例の67条によつて納稅においては、1月、3月、5月にやらなければいかんと云う様な条項があります。又大体それによつて摘要を作ると云う様な法文があるんですが、しかし市民税、固定資産税においてもそう云うふうに各期に分けてやる様に条例化されている。それを事業の簡略化の為に3期の納稅を2期にしたり、2期を1期にしたりした場合にはこれは住民の納稅に相当の影響がするんですよ。事業の簡略化と云う事は良い事であるかも知れませんが、然してそれで良いかどうかと云う条例に定める範囲であくまでも住民負担が重くなる程度に各期に分かれて納稅するのがほんとうだと想うんですが、これによつたら事業の簡略化のためにと云うことになつてゐるんですが、その点他の市民税、固定資産税においてはそう云うことはないが、事業税において、これがあるんですが、しかし管轄そのものが住民から各期に分かれて出しやすい時期に条例はきめてあると思うんですが、それによらんて事業簡略化のために3期で取るべきのを2期でとると云う自体は市長としてどうお考えか。

市長～市税の賦課及び徴收の時期については、あくまでも条例通りにやつて行くのが立派だと思うんであります。

3番～この事業簡略化と云うのは、市長が命令して2期にしたのが、3期のを2期にして徴税している形になりますが、

市長～まだそろ云うふうにやる様に命じた事がないのであります。これは今後の提議ですか。

3番～これは事業所得の会計報告の中に記入されているのですが、

市長～課長が来るまでお待ち下さい。

をいたしました。そしてわずかの期間でありますので利子の方からいわゆるういて来たのでございます。920ドル15セントのいわゆる利~~益~~を出したと云うことです。以上を申上げました。これが才出の残りの主なものです。額部にわたつては課長さんにお願い致します。

1 番～1ページの才入未済額の39,524ドル75セントの各年度別の才入額はつと繰越して来ていると聞いておりますけどその年度別の繰越額と更に一応繰越額だけ御説明願います。

財政課長～資料をそこに持合わせておりませんので、後で御説明願います。

3 番～追加の付記によりますと、事業税監査のために3期でやつたと云うことであります。どう云うことでありますか、市長としてはどうお考えですか、自治法の110条乃至は条例の67条によつて納税においては、11月・3月・5月にやらなければいかんと云う様な条例があります。又大体それによつて条例を作ると云う様な法文があるんですが、しかし市民税、固定資産税においてもそう云ふうに各期に分けてやる様に条例化されている。それを事務の簡素化の為に3期の納税を2期にしたり、2期を1期にしたりした場合にこれは住民の納税に相当の影響がするんですよ、事務の簡素化と云う事は良い事であるかも知れませんが、共してそれで良いかどうかと云う条例に定める範囲であくまでも住民負担が重くなるな程度に各期に分かれて納税するのがほんとうだと思うんですが、これによつたら事務の簡素化のためにと云うことになつてゐるんですが、その点他の市民税、固定資産税においてはそう云うことはないが、事業税において、これがあるんですが、しかし営業そのものが住民から各期に分かれて出しやすい時期に条例はきめてあると思うんですが、それによらんで事務簡素化のために3回で取るべきのを2回でとると云う自体は市長としてどうお考えか。

市長～市税の賦課及び徴収の時期については、あくまでも条例の通りにやつて行くのが立前だと思うんであります。

3 番～この事務簡素化と云うのは、市長が命令して2期にしたのが、3期のを2期にして徴税している形になりますが、

市長～まだそう云うふうにやる様に命じた事がないのであります。これは今度の場合ですか。

3 番～これは事業所得の会計報告の中におり込まれているのですが、

市長～課長が来るまでお待ち下さい。

財政課長～条例上は3冊になつておりますが、定期で歐際令書を施行したと云う訳でありますて、これは別に特別な事情とか云う様な意味ではなくて、書いてあります様に車両の簡略化と云う考へてやつてお母ます。

3番～車両簡略化ですか？

ちや事情がからんてないとすると、車両の簡略化と云うことになると一寸困りますよ。

4番～車両管理についてでありますて、時たま車りようが濫用されたと云う事もありますが。そこで前からこの管理規程を早く設けて、そして責任者をはつきりさせた方が良いんぢやないかと云う事は再三にわたつて異議したのでありますて再三監査員からも指摘されますが、この件についてはいつさる規程設置しますか？

市長～車りようの管理については、自頭私も良く課長にも職員にも話しておりますが、各車りようについての運転手がいわゆる専任の運転手がおらんやと云うのが、2番の悩みであります。それで一般的には使用内部の車りようを使用する場合にはどうすると云う点は当然と申し合せまして管理しておりますが、今の御要望に応じる様に出来るだけ早く車りようの管理の規程を作る様にしたいと思っております。

1.0番～保健所の方の財政課の方に財政管理課が派りますが、それに貢賃料の未収取の方が年々多くなつておりますが、これはどう云うふうに貢賃料の分であるか又どう云う結果において、年々収取の対象が多くなつてあるか、その点お伺い致します。

財政課長～市有地の貢賃料の件について、御説明申し上げます。それに真栄原の方がうる件、普天間の現在の食りよう会社長ですね、これが2件あります。

申上げます。真栄原がほんとあります。それは2、3箇にわざつて微底に留つて居りますが、底難だけて別に無さそうであります別に使用料が貢賃料が高いとかと云う様な事はないであります。

1.0番～6.1件になつておりますが、それはいわゆる真栄原の分だけですか6.2年度の場合ですね、21件なつて居ります。それは真栄原の地代ですか。

財政課長～はい。

1.0番～それから増えて是ましても；いわゆる6.3年度の場合は真栄原は21件であります。

財政課長～条例上は3期になつておりますが、2期で賦課令書を発行したと云う訳でありますて、これは別に特別な事情とか云う様な意味ではなくて、書いてあります様に事務の簡素化と云う考え方でやつております。

3番～事務簡素化ですか。

ぢや事情がからんてないとすると、事務の簡素化と云うことになると一寸図りますよ。

4番～車輌管理についてであります、時たま車りようが使用されたと云う事もありますが、そこで前からこの管理規程を早く設けて、そして責任者をはつきりさせた方が良いんぢやないかと云う事は再三にわたつて要望したのであります、が再三監査員からも指摘されておりますが、この件についてはいつごろ規程設置しますか。

市長～車りようの管理については、冒頭私も良く課長にも職員にも話しておりますが、各車りようについての運転手がいわゆる専任の運転手がおらないと云うのが、1番の悩みであります。それで一般的には使用内部の車りようを使用する場合にはどうすると云う点はちゃんと申し合せまして管理してますが、今の御要望に応じる様に出来るだけ早く車りようの管理の規程を作る様にしたいと思つております。

10番～保健所の中の財政課の方に財産管理課がありますが、そこに賃貸料の未徴収の方が年々多くなつておりますが、これはどう云うふうに賃貸料の分であるか又どう云う結果において、年々徴収の対象が多くなつているか、その点お伺い致します。

財政課長～市有地の賃貸料の件について、御説明申し上げます。それに真栄原の方が35件、普天間の現在の食りよう会社後ですね、ここが23件あります。

申上げます。真栄原がほとんどであります。それは2、3回にわたつて徴収に困つて居りますが、家屋だけで別に無さそうであります別に使用料が賃貸料が高いとかと云う様な事はないであります。

10番～61件になつておりますが、それはいわゆる真栄原の分だけですか62年度の場合はですね、21件なつて居ります。それは真栄原の地帶ですか。

財政課長～はい。

10番～それから考えて見ましても、いわゆる63年度の場合は真栄原は35件であります。

- 財政課長～そうです。
10番～すると相当数件数が延びておる訳ですが、それはどう云う訳ですか
財政課長～延びておりますのは、現在の食糧会社長ですね。
10番～いや真成課だけでも62年度の場合は3件と云うふうになつております。
財政課長～63年度は今施行申でありますので、6月1杯にはまだ相当入るものと思われます。
16番～62年度の決算において、21件の未収取があると云つた場合に契約書、それ相当の額数があると云ひます。けれども市長さんとしてそれどう云うふうに対処をされるべきお考えですか、市有財産の管理。
市長～使用料を納めないものに対しては、どうするかと云うんですか。
16番～結局は市有財産である以上2ヶ年先、すなわち62年の賃費料が21件未払いになつてると云う事に對して課長は2、3回も収取はやつたと云つておりますが、その対策についてです。
市長～契約については、再三督促はしてあります。いわゆる使用料を支払わない惡質なものには、契約書に亘いて裁判所訴えても解約するか或は法的に処理をしたいと思っております。
16番～財政課長さんに伺ひしたんですが、62年度以前の賃費料の未払いがあるかどうか。
財政課長～残つております。
16番～市長さんにお伺い致します。契約書の効期がどうなつてあるか、62年度もあると今さつしやつたが契約書の効期がどうなつてあるか法的にどう云うふうな考え方をもつて仰られるか。
市長～契約書の?
16番～63年度から滞納があると聞いておりますが、賃費料の支払いを何ヶ年間支払わない場合はどうと云うことがあるんぢやないですか。
市長～使用料は2ヶ年だと思つております。
16番～だから2ヶ年で支払えない場合は、どうすると云うふうな何がある

財政課長～そうです。

10番～すると相当数件数が延びておる訳ですが、それはどう云う訳ですか

財政課長～延びておりますのは、現在の食糧会社後ですね。

10番～いや真味原だけでも62年度の場合は35件と云うふうになつております。

財政課長～63年度は今施行申でありますので、6月1杯にはまだ相当入るものと思われます。

16番～62年度の決算において、21件の未収があると云つた場合に契約書、それ相当の約款があると思います。けれども市長さんとしてそれにどう云うふうに対処をされるべきお考えですか、市有財産の管理。

市長～使用料を納めないものに対しては、どうするかと云うんですか。

16番～結局は市有財産である以上1ヶ年先、すなわち62年の賃貸料が21件未払いになつていると云う事に対して課長は2、3回も徴収はやつたと云つておりますが、その対策についてです。

市長～契約については、再三約通はしております。いわゆる使用料を支払わない悪質なものには、契約書に基いて裁判所訴えても解約するか或は法的な処理をしたいと思つております。

16番～財政課長さんにお伺いしたんですが、62年度以前の賃貸料の未払いがあるかどうか。

財政課長～残つております。

16番～市長さんにお伺い致します。契約書の約款がどうなつているか、61年度もあると今おつしやつたが契約書の条文がどうなつているか法的にどう云うふうな考え方をもつておられるか。

市長～契約書の？

16番～61年度から滞納があると聞いておりますが、賃貸料の支払いを何ヶ年間支払わない場合はどうと云うことがあるんぢやないですか。

市長～使用料は1ヶ年だと思つております。

16番～だから1ヶ年で支払えない場合は、どうすると云うふうな何がある

んぢやないですか。

市長～はい。

16番～それに付するどう云うふうな手続、結局は1ヶ年以上も2ヶ年も支払いはしてないとした場合にですね。

5番～62年度の21件の内、支払いがおくれているのはそれに對して督促をしても、前現在までに支払いが済まされてない21件に對しまして、当局と致しましては、この21件の支払い義務者は支払い能力があるかないか、その面から検討して個々の実態をつかんでおられますか。

財政課長～これは21件と申しますのは、62年度における未納で63年度における現在の未納は53件であります。62年度の使用賃料と云うことではない。

5番～62年度において、21件の未払いがあると云う訳けですがこれは21件の未払いは現在もそのまま未払いになつておりますが、どうぢやないですか。そうぢやないと、そうすると21件の内はその後現在までに支払された分が合くまれて居る段階ですね、この21件の中に、いかしこの報告書には、これば財政管理面について、尙一層の努力を要する。特に賃貸借關係において、賃料の未収取が62年度に21件、63年度に53件となつてゐるが、そこで監査委員に質問します。62年度の21件が未収取になつてゐると云うのは、何年何月何日現在においてですか。63年6月10日現在における未収取の21件ですか。その62年度において21件の未収取があると云う報告書になつていてますが、その21件の未収取と云うのは、何日現在においての未収取ですか。つまりこの報告書の期日は63年6月10日付ですか。6月10日と見なして良いだけですね。今の財政課長の説明においては6月10日以降になつて、21件の内支払いした件数が出たと云う事になつておりますが、62年度において21件の未収取があると云うことは、63年つまり今年度の6月10日現在においての現状であります。そこで先程の課長の説明によりますと21件の中に、その後支払いした件数があると云う説明でありましたが、その支払いした件数と云うのは、6月10日以降においてですか。

財政課長～この21件と云いますのはですか。62年度における未納現在ですね、だが今年63年度の6月30日現在は53件ですね。だからそれだけ滞納が増えているんだよ。

5番～それではですね、63年度の53件の中に、62年度の21件は

んぢやないですか、

市長～はい。

16番～それに対するどう云うふうな手続、結局は1ヶ年以上も2ヶ年も支払いはしてないとした場合にですね、

5番～62年度の21件の内、支払いがおくれているのはそれに対して督促をしても、尚現在までに支払いが済まされてない21件に対しまして、当局と致しましては、この21件の支払い義務者は支払い能力があるかないか、その面から検討して個々の実態をつかんでおられますか。

財政課長～これは21件と申しますのは、62年度における未納で63年度における現在の未納は53件であります。62年度の使用貨資料と云うことではない。

5番～62年度において、21件の未払いがあると云う訳けですがこれは21件の未払いは現在もそのまま未払いになつておりますが、そうぢやないですか、そうぢやないと、そうすると21件の内にその後現在までに支払された分が含くまれて居る訳けですね、この21件の中に、しかしこの報告書には、これは財産管理面については、尚一層の努力を要する。特に賃貸借関係において、賃貸料の未徴収が62年度に21件、63年度に53件となつてゐるが、そこで監査委員に質問します。62年度の21件が未徴収になつてると云うのは、何年何月何日現在においてですか、63年6月10日現在における未徴収の21件ですか、その62年度において21件の未徴収があると云う報告書になつてますが、その21件の未徴収と云うのは、何日現在においての未徴収ですが、つまりこの報告書の期日は63年6月10日付ですか、6月10日と見なして良い訳けですね、今の財政課長の説明においては6月10日以降になつて、21件の内支払いした件数が出たと云う事になつておりますが、62年度において21件の未徴収があると云うことは、63年つまり今年度の6月10日現在においての期日であります。そこで先程の課長の説明によりますと21件の中に、その後支払いした件数があると云う説明であります。その支払いした件数と云うのは、6月10日以降においてですか、

財政課長～この21件と云いますのはですね、62年度における未納現在ですね、だが今年63年度の6月10日現在は53件ですね。だからそれだけ滞納が釐えているんだと。

5番～それではですね、63年度の53件の中に、62年度の21件は

内容的に含まれておりますか、

財政課長～その中には支払われているものもあります。

5番～内容は一概にしない訳ですね。併般だけですね、もう一点お伺い致します、支払いすべき期間までに支払がない場合には、当然次の規則として、督促手続きが必要でありますが、督促手続きをしても、尚支払いがない場合には、どう云う手続きをしていますか、

財政課長～こう云つた市町村の収入に関しては、あくまでも根拠に準じて滞納強制と云うものをやる訳です。

5番～私がお聞きしておりますのは、現にやつて居る処置について聞いております。即ち督促しても、尚支払いがないものに対しては、どう云うふうに進んで居りますが、すべきだと云う見解ではありますん現にどう云うふうに当局は対処しているかを聞いて居るのであります。

財政課長～法約な?

5番～法約云々ではありません、現にどうしているか、

財政課長～現在ですね、現つて徴収しに行って居る事は行っています。

5番～文書による督促に感じない場合は足を運んで懇切方々行つてやる訳ですね。その場合に直接支払者と面接者云う事になるはずですが、面接の場合に色々必要な事を聞いて、この聞いた範囲内で向うの云い分を聞くなり。或はこちらからそう云つた見解をするなりして、その人は現在において支払う事は出来ない事情にあるんだと云うふうな件被徴徴とんど全部ですか、それとも当局においては、この未支払者に就して支払う能力があるんだが、この人達は支払つてないんだと云うふうに、それに該当する種な支払い不納者もありますか

財政課長～はい、あります。

5番～つまり支払い能力はあるのに支払いしていないと云う者がいる訳ですね、それに対してはどう云うふうな処置を取つておられますか、

財政課長～法的処置と云う所までは、未だやつておりませんが、

5番～法的云々ぢやなくてですね、それに就してはどう云うふうな処置を取つて居られますかと聞いているんです、つまり利もやつてないならば利もやつております、或はやつているなら、はつきりどう云

内容的に含まれておりますか、

財政課長～その中には支払われているものもあります。

5 番～内容は一致はしない訳ですね、件数だけですね、もう一点お伺い致します。支払いすべき期日までに支払がない場合には、当然次の規則として、督促手続きが必要であります。督促手続きをしても、尚支払いがない場合には、どう云う手続きをしておられますか。

財政課長～こう云つた市町村の収入に関しては、あくまでも税法に準じて滞納差押えと云うものをやる訳です。

5 番～私がお聞きしておりますのは、現にやつて居る処置について聞いております。即ち督促しても、尚支払いがないものに対しては、どう云うふうに望んで居りますが、すべきだと云う見解ではありません。現にどう云うふうに当局は対処しているかを聞いて居るのであります。

財政課長～法的な？

5 番～法的云々ではありません。現にどうしているか、

財政課長～現在ですね、回つて微取しに行って居る事は行つています。

5 番～文書による督促に応じない場合は足を運んで説得方を行つておられますね。その場合に直接支払者と面接と云う事になるはずですが。面接の場合に色々必要な事を聞いて、この聞いた範囲内で向うの云い分を聞くなり、或はこちらからそう云つた見解をするなりして、その人は現在において支払う事は出来ない事情にあるんだと云うふうな件はほとんど全部ですか。それとも当局においては、この未支払者に対して支払う能力があるんだが、この人達は支払つてないんだと云うふうに、それに該当する様な支払い不納者もおりますか

財政課長～はい、あります。

5 番～つまり支払い能力はあるのに支払いしてないと云う者がある訳ですね。それに対してはどう云うふうな処置を取つておられますか。

財政課長～法的処置と云う所までは、未だやつておりませんが、

5 番～法的云々ぢやなくてですね。それに対してはどう云うふうな処置を取つて居られますかと聞いているんです。つまり何もやつてないならば何もやつておりません。或はやつているなら、はつきりどう云

うふうな方法を取つております。この2つの中、実際に当局が取つておる処置を今聞いておる訳です。

議長～只今4時であります。全日程がまだ終つておりませんので、後習く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します。

5番～別にかたくならんでも良いよ、支払すべき期日までに支払いがない場合には当然督促致しますね。督促状を書しても、いわゆる尚支払わないと云つた所の件数はほとんど全部だと思うんですが、その支払い期日までに支払先ない者に対してですね、督促の手続は1つの形式ですか。例えば数種なんか段々内容が強いようなもので督促いたしますね。それに準じてと云う意味じゃないですか、今督促して後一定の期間までに支払いしない場合は又督促しますね。その場合には前に督促した同じ様な方法で督促している訳ですか、いくらかは言葉をつよめてやつて届りますか。

財政課長～別に変りはないです。督促状と云うのは一遍きりでありますので、

5番～そうすると督促は支払いしない者に対して督促状が？

財政課長～それ以上はですね、財産差押えと云う法的処分がとられる訳です

5番～いいえ、私が知りたいのはですね、支払いしてない方には当然これは支払い督促しますね。支払いと督促する場合には、督促状と云う様な形式様式文書が何かあるんですか。それとも目頭で図表なんかを通して早く支払ってくれと云つた様なそう云つた様な方法を取つてている訳ですか。督促状を発行して、その期日には当然一定の期日を示めして支払を督促するはずですが、それに応じない場合にはその以降は放つてあるんですか、将来考え方を開いている訳じやないですよ。過去における、現在における実際当局が、その問題に対している、そのままの事を説明して下さい。現状のままを将来こうしたいと思います、と云つた様な将来の見通しちゃなくてですね、現在取られている処置ですか。

財政課長～未納者に対する処置としては、督促状以外には施してない訳けなんですがね。

5番～その督促状には当然いついつまでに支払いしなさいと云つた様な内

うふうな方法を取つております。この2つの中、実際に当局が取つてある処置を今聞いておる訳です。

議長～只今4時であります。全日程がまだ終つておりませんので、後暫く時間延長をしたいと思いますが、

御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します。

5番～例えは別にかたくならんでも良いよ。支払すべき期日までに支払いがない場合には当然督促致しますね。督促状を出して、いわゆる尚支払わないと云つた所の件数はほとんど全部だと思うんですが、その支払い期日までに支払えない者に対してですね、督促の手続は1つの形式ですか、例えば微積なんか段々内容が強いようなもので督促いたしますね、それに準じてと云う意味じやないですか、今日督促し督促して後一定の期日までに支払いしない場合は又督促しますね。その場合には前に督促した同じ様な方法で督促している訳ですか、いくらかは言葉をつよめてやつて居りますか、

財政課長～別に変りはないです。督促状と云うのは一辺きりでありますので、

5番～そうすると督促は支払いしない者に対して督促状が？

財政課長～それ以上はですね、財産差押えと云う法的処分がとられる訳です

5番～いいえ、私が知りたいのはですね、支払いしてない方には当然これは支払い催促しますね。支払いと催促する場合には、督促状と云う様な形式様式文書が何かあるんですか、それとも口頭で区長なんかを通して早く支払ってくれと云つた様なそう云つた様な方法を取つてている訳ですね、督促状を発行して、その期日には当然一定の期日を示めして支払を催促するはずですが、それに応じない場合にはその後は放つてあるんですか、将来考え方を聞いている訳じやないですよ、過去における、現在における実際当局が、その問題に対している。そのままの事を説明して下さい。現状のままを将来こうしたいと思います。と云つた様な将来の見透しちゃなくてですね、現在取られている処置ですね。

財政課長～未納者に対する処置としては、督促状以外には出してない訳けなんですがね。

5番～その督促状には当然いついつまでに支払いしなさいと云つた様な内

容であるはずですが、その項目を指定した、つまり指定された項目に支払いがない場合にですね、その後はほつたらかしてあるんですか？

◎ 番～当局ほつたらかしてあると云う事になるんですね、ほつたらかしてある作成の中にもですね、色々の事情があつて支払いたいと云う意志はあるが、経済的な理由で支払えない様な、いわゆる考慮すべき方も居られるでしょう。その例外は別としまして支払う力はあるのに支払っていないと云う件数も当然あるはずと思いますが、そう云う人造に対するはですね、姿勢なく徹底的にですね、条例を適用してやり。法被取の件数をなるべくゼロにもつて行く様に努力するのが当然だと思いますが、今の説明からすると払うのは取つて、払わないのは放つておけと云つた様な、そう云うふうな容易なやり方をしている様なふうに解しやすくして良い話ですが、それ以外の解しやくはなり立ちませんが、それは？

財政課長～だから今後の事でありますが、そう云つた法的手段にもつて行こうと云う様な考えてあります。

◎ 番～法的なことは、私はユリも云つておりません。
現在どう云うふうな処置をとられているか、つまり要はですね、市有財産は当然それは自からの財産と云うつもりで自脅のつもりで管理するのが市有財産の管理の立前であるはずです。
であるからには？

財政課長～だから今後の事でありますが、そう云つた法的手段にもつて行こうと云う様な考えてあります。

◎ 番～法的なことは、私はユリも云つておりません。
現在どう云うふうな処置をとられているか、つまり要はですね市有財産は当然それは自からの財産と云うつもりで自脅のつもりで管理するのが市有財産の管理するのが市有財産の管理の立前であるはずです、であるからには、ほつておいて良い性質のものではないはずです、そこで当然市は監視すべきそう云う責務の裏にやむをえない事情のある方は別を教しまして、そうちやない、支払能力のある方に對してはどんどん追慮強く徴収の面に努力すべきであるにちかかわらず現在の当局の説明を聞いておりますと、何となく支払う方は支払つて下さい、支払わない方には忌避の手を使しませんと云つた様な、こう云う様な印象を受けるんですが、大体当局がどう云うふうに積極的に財産管理に當つておられるか、又そぞやないかは、大体今の答弁で勞りました、そこで質問じやありませんが、次からはユリ大いに努力しまして、あべこべそう云うふう

容であるはずですが、その期日を指定した。つまり指定された期日に支払いがない場合にですね、その後はほつたらかしてあるんですか。

5番～結局ほつたらかしてあると云う事になるんですね、ほつたらかしてある件数の中にもですね、色々の事情があつて支払いたいと云う意図はあるが、経済的な理由で支払えない様な、いわゆる考慮すべき方も居られるでしょう。その例外は別としまして支払う力はあるのに支払っていないと云う件数も当然あるはずと思いますが、そう云う人達に対してはですね、容りなく徹底的です、条例を適用してやり、未徴収の件数をなるべく毎日にもつて行く様に努力するのが当然だと思いますが、今の説明からすると払うのは取つて、払わないのは放つておけと云つた様な、そう云うふうな安易なやり方をしている様なふうに解しやすくして良い訳ですな、それ以外の解しやくはなり立ちませんが、それは？。

財政課長～だから今後の事であります、そう云つた法的手段にもつて行こうと云う様な考え方であります。

5番～法的なことは、私はユツも云つております。現在どう云うふうな処置をとられているか、つまり要はですね、市有財産は当然それは自からの財産と云うつもりで自分の財産のつもりで管理するのが市有財産の管理の立前であるはずです。であるからには？

財政課長～だから今後の事であります、そう云つた法的手段にもつて行こうと云う様な考え方であります。

5番～法的なことは、私はユツも云つております。現在どう云うふうな処置をとられているか、つまり要はですね米、市有財産は当然それは自からの財産と云うつもりで自分の財産のつもりで管理するのが市有財産の管理するのが市有財産の管理の立前であるはずです。であるからには、ほつておいて良い性質のものではないはずです。そこで当市は徴収すべきそう云う賃料の真にやむを免ない事情のある方は別と致しまして、そういうやない、支払能力のある方に對してはどんどん遠慮なく徴収の面に努力すべきであるにもかかわらず現在の当局の説明を聞いておりますと、何んとなく支払う方は支払つて下さい。支払わない方には私達は手渡せしませんと云つた様な、こう云う様な印象を受けるんでですが、大体当局がどう云うふうに積極的に財産管理に當つておられるか、又そういうやないかは、大体今の答弁で分りました。そこで質問じやありませんが、次からはユツ大いに努力しまして、つべこべそう云うふう

に議会で質問されない様に大いに効果的にやつてもらう様にヨリ要望しておきます。

財政課長～次からはそう云つた職員もふえますので早速なまやさしい様な事ではいけないと、法的処置を取つて行きたいと云う考え方でおります有難うございます。

議長～暫く休憩致します。(午後5時16分)

議長～吾開致します。(午後5時22分)

3番～もう1回お聞き致します。報告書の中に該報については試算基準となるべき試算合帳が不整備なるための關係もあると思うと云う事ですが、該算合帳が不整備と云う自体は非常に大きな問題だと思うんですが、これは該算の適正化と云う種々な面にも影響すると思うんですが、どう云う面の不整備であるかですね、その面御答弁お願ひ致します。只今の件課長から御答弁お願ひ致します。

財政課長～ずっと官からの何でありますか、該算合帳がまだ不整備であります。該算合帳ですね、やりかけてありましたまだ出来てなくて、

3番～この不整備と云う自体はどう云う方面の取扱的なあやまの不整備であるか。どう云う面の不整備か、或は又その内容に不整備の点があつての不整備であるかですね。

財政課長～内容には別に不備はないのですか、作成か、

3番～作成がおくれていると、

財政課長～そうであります。

5番～開致して質問致します。今の御答弁によりますと、不整備と云うものは該算合帳、そのものが未だ作成されてないと云う御答弁であります。これは市に昇格する前の村役場時代から、私は該算しているはずですが、該算合帳がないと云う種類どう云う事ですか。

財政課長～これは法的に作成しなければなりませんが、それを作成しななくとも計算上、帳簿上ですね、該算簿によつて書き込んでやつております。該算合帳がないと云う事になりますと、何かしら現金が詰まらないんぢやないかと云う印象をお受けになるかと思うんですが、そうではない訳です。

5番～つまり該算簿の**把柄**、更に又該算のやつた結果該算業務の整理に当つてはどうしても該算合帳と云うのは必要であるはずですが、つまりなくても該算が出来ると云うふうな考え方ですか、今は

に議会で質問されない様に大いに効果的にやつてもらう様にヨリ要望しておきます。

財政課長～次からはそう云つた職員もふえますので早速なまやさしい様な事ではいけないと、法的処置を取つて行きたいと云う考え方であります有難うございます。

議長～暫く休憩致します。(午後5時16分)

議長～再開致します。(午後5時22分)

3番～もう1回お聞き致します。報告書の中に微税については賦課基準となるべき賦課台帳が不整備なるための關係もあると思うと云う事ですが、賦課台帳が不整備と云う 자체は非常に大きな問題だと思うんですが、これは賦課の適正化と云う様な面にも影響すると思うんですが、どう云う面の不整備であるかですね、その面御答弁御願い致します。只今の件課長から御答弁お願い致します。

財政課長～ずっと前からの何でありますが、課税台帳がまだ不整備であります。課税台帳ですね、やりかけてありましたがまだ出来てなくて。

3番～この不整備と云う自体はどう云う方面の収支的なあやまいの不整備であるか、どう云う面の不整備か、或は又その内容に不整備の点があつての不整備であるかですね。

財政課長～内容には別に不備はないのですか、作成か、

3番～作成がおくれていると、

財政課長～そうであります。

5番～関連して質問致します。今の御答弁によりますと、不整備と云うものは賦課台帳、そのものが未だ作成されてないと云う御答弁であります。これは市に昇格する前の村役所時代から、税は微取しているはずですが、賦課台帳がないと云う事はどう云う事ですか。

財政課長～これは法的に作成しなければなりませんが、それを作成しなくとも計算上、帳簿上ですね、微取簿によつて書き込んでやつております。課税台帳がないと云う事になりますと、何かしら税金が誤されないんぢやないかと云う印象をお受けになるかと思うんですが、そうではない訳です。

5番～つまり課税客体の把握、更に又課税のやつた結果微税業務の整理に当つてはどうしても賦課台帳と云うのは必要であるはずです。つまりなくともあつても微税が出来ると云うふうな考え方ですか、今は

当然これは賦課合帳と云うのはあるべきものと云うふうな性質のものぢやないですか、ですから今私が質問していきますのはあるべきものが今までなかつたと云う事はどう云う意味ですかを聞いているんです。

財政課長～くりかえして申しますが、今先申上様て届ります様に臨時事務員採用して、それを作成させると云うふうにして来た段ですが、現在は手はつけて居りますが、まだ完成はしてない段であります。

5番～これは、ずっと前からなかつたんですか、なくて何んとかやりくりとして行つた段ですか、それが、いわゆるあるべき賦課合帳がまだ整備されないために、それもヨウの徵税或帳の上がらないと云う理由にもなりますか、そうすると今整理しつつあると云うふうな段間でありますが、大体賦課合帳が完全に終わる段までにどの位いの期間を見積つておりますか。

当然そななるべき賦課合帳が完全に成立するまでにどの位いの期間を要しますか、大体の見通しで良いですよ、大きづばで？

財政課長～今年度からは是非やろうと云う段階であります。6年度ですね

5番～やろうと云う段階ですか。

3番～そな云う面の不整備は賦課合帳だけですか、他に賦課するために、或はそな云う面の例えば基算、課税合帳ですか、そな云うもの、法でこれこれ作らなければいかんと云うのがあるんですか。法で定めた合帳をいくつ備えておさいますか。

財政課長～固定資産課税合帳となつております。

3番～賦課合帳は固定資産合帳もひつくるめてですか、それは別々でしよう、土地課税合帳とか、家屋課税合帳とか、或は固定費合帳とか法で定められた合帳が備えられなければいかんと云う合帳がござりますが、

財政課長～償却資金課税合帳ですね、これが土地課税合帳、家屋課税合帳と云うのが固定資産課税合帳を云う事になる段であります。

3番～そなですか、よく分かりました。

議長～次は才南款割算計表の所を審議願います。

議長～暫休憩致します。(午後5時31分)

議長～再開致します。(午後5時32分)

当然これは賦課台帳と云うのはあるべきものと云うふうな性質のものぢやないですか、ですから今私が質問していますのはあるべきものが今までなかつたと云う事はどう云う意味ですかを聞いているんです。

財政課長～くりかえして申しますが、今先申上げて居ります様に臨時事務員採用して、それを作成させると云うふうにして来た訳ですが、現在は手はつけて居りますが、まだ完成はしてない訳であります。

5 番～これは、ずっと前からなかつたんですか、なくて何んとかやりくりをして行つた訳ですか、それが、いわゆるあるべき賦課台帳がまだ整備されないために、それも1ツの徴税成績の上がらないと云う理由にもなりますか。そうすると今整理しつつあると云うふうな説明でありますが、大体賦課台帳が完全に信扱る前までにどの位の期間を見積つておりますか。
当然そうなるべき賦課台帳が完全に成立するまでにどの位の期間を要しますか、大体の見透して良いですよ。大ざつばで？

財政課長～今年度からは是非やろうと云う段階であります。64年度ですね

5 番～やろうと云う段階ですか。

3 番～そう云う面の不整備は賦課台帳だけですか、他に賦課するために、或はそう云う面の例えば基算、課税台帳ですか、そう云うもの、法でこれこれは作らなければいかんと云うのがあるんですか、法で定めた台帳をいくつ備えてござりますか。

財政課長～固定資産課税台帳となつております。

3 番～賦課台帳は固定資産台帳もひつくるめてですか、それは別々でしよう。土地課税台帳とか、家屋課税台帳とか、或は固定資産台帳とか法で定められた台帳が備えられなければいかんと云う台帳がございますが、

財政課長～償却資金課税台帳ですね、これが土地課税台帳、家屋課税台帳と云うのが固定資産課税台帳と云う事になる訳です。

3 番～そうですか、よく分りました。

議長～次は才出款別集計表の所を審議願います。

議長～暫休憩致します。(午後5時31分)

議長～再開致します。(午後5時32分)

議 長～次はラバーハウス入庫款から審議に入ります。

8 番～未済額の間違いじゃないかと思うんですが、39、524ドル59セントは取入未済額ですか。

助 番～取入未済額と同じ様な数になつて、2と云うふうになつて居りますので、御訂正を願います。

この39、524ドル75セントと云うのは、これは前年度繰越の未済額ですね。この39、524ドル75セントについては、前年度分が結局は、その方は比べてないで大体、調定額が80、943ドル18セントに対して取入済が63、48ドル77セント、その差額とそれから前年度以前繰越額の30、922ドル10セントの固定に対して、8、930ドル76セント取入になつておりますのでその差額を合計したのが39、524ドル75セントと云うふうになつております。

1 番～取入済額ですね。前年度繰越額の取入済額と今年の調定額の取入金額の内訳をもつて居りますか。72、340ドル53セントの内訳ですね。取入済額は、

助 番～それはこの表に現われております様に取入済額の内訳の方はその右手の方に算と云う段がござります。

その算の方に上方が現年度で予算の現額がどうなつて取入済額がこうなつて居ると云う段がございますが、その現年度分において取入済になつておる分が、63、48ドル77セント、それから過年度分は入つておりません、滞納過分の方が8、930ドル76セントと云うふうに、その合計したのが結局前の方の取入済額の72、340ドル53セントと云うふうになつております。そして調定額の前の方の調定額、前年度以前、繰越額の方が30、922ドル10セント。それから現年度の方が、80、943ドル18セントと云うふうになつておりますので、それと取入済の63、48ドル77セント、8、930ドル76セントの差額分が結局は取入未済額と云うことになつて居ります。

1 番～この場合に滞納現額と前年度以前の繰越額の、そうすると前年度以前の繰越額からは全然入つてない段ですか。

助 番～いや、だからですね。その算の方に現年度、過年度分、滞納過額と云うふうになつておりますが、その番前現額と云うのはですね前の方の現額の方の前年度以前繰越額と云う事になつてている訳ですね、或の方は今度は予算額になつておりますので、これは予

算であつて調定は30、922ドル10セントあつたと云う誤りであります。その内取られたのが8、930ドル76セントと云う事になつてあります。

議長～次は5ページの才入第1款から審議に入ります。

8番～未済額の間違いじやないかと思うんですが、39,524ドル53セントは収入未済額ですか？

助役～収入未済額と同じ様な款になつて、2と云うふうになつて居りますので、御訂正を願います。

この39,524ドル75セントと云うのは、これは前年度繰越の未済額ですね、この39,524ドル75セントについては、前年度分が結局は、その方は比べてないですな、調定額が80,943ドル18セントに対して収入済が63,40ドル77セント、その差額とそれから前年度以前繰越額の30,922ドル10セントの調定に対して、8,930ドル76セント収入になつておりますのでその差額を合計したのが39,524ドル75セントと云うふうになつております。

1番～収入積額のですね、前年度繰越額の収入済額と今年の調定額の収入金額の明細をもつて居りますか、72,340ドル53セントの内訳ですね、収入済額は。

助役～それはこの表に現われております様に収入済額の内訳の方はその右手の方に算と云う段がござります。

その算の方に上の方が現年度で予算の現額がこうなつて収入済額がこうなつて居ると云う段がございますが、その現年度分において収入済になつておる分が、63,409ドル77セント、それから過年度分は入つております。滞納越分の方が8,930ドル76セントと云うふうに、その合計したのが結局前の方の収入済額の72,340ドル53セントと云うふうになつております。そして調定額の前の方の調定額、前年度以前、繰越額の方が30,922ドル10セント、それから現年度の方が、80,943ドル18セントと云うふうになつておりますので、それと収入済の63,409ドル77セント、8,930ドル76セントの差額分が結局は収入未済額と云うことになつて居ります。

1番～この場合に滞納繰越額と前年度以前の繰越額の、そうすると前年度以前の繰越額からは全然入つてない訳ですか？

助役～いや、だからですね、その算の方に現年度、過年度分、滞納繰越額と云うふうになつてますが、その滞納繰越額と云うのはですね前の方の調定額の方の前年度以前繰越額と云う事になつてている訳ですね、数字の方は今度は予算減額になつておりますので、これは予算であつて調定は30,922ドル10セントあつたと云う訳けであるが、その内取られたのが8,930ドル76セントと云う事になつております。

5 番～収入未済額の現年度分 80, 943 ドル 1.8 セントについて質問致します。39, 524 ドル 7.5 セントの内ですね、80, 943 ドル 1.8 セントが現年度予算でしよう。

助 徒～80, 943 ドル 1.8 セントと、それから右の方の収入済額の 63, 409 ドル 7.7 セントの差額が現年度分の収入未済額と云う事であります。

議 長～暫休憩致します。(午後 5 時 34 分)

議 長～再開致します。(午後 5 時 35 分)

助 徒～只今の数字の方が現年度分の未済が 175, 33 ドル 4.1 セント。
それから前年度以前の未済額の方が 234, 41 ドル 3.4 セント計
39, 524 ドル 7.5 セントと云うふうになつております。

5 番～財政課長にお伺いします。財政課長～おられますか、収入済額の内ですね。この内ですね、この内に執行になつた収入がありますか、強制執行による収入が含まれていますか、この中に。

財政課長～ありません。

5 番～全然ない試ですね。そうすると滞納過年度それから現年度合計 32, 51.2 ドル 7.5 セントの内その滞納者を見なされるのはありますかつまり滞賃滞納者と云うのは支払能力があつて納付しない滞納者ですな、当用の見通の上でそう云うふうに滞納する滞納者がおられますか。これには今後、賦徴、差の他の方法で執行としても、なお納付しない滞納者に対しては、強制執行等もとると云う気構はあつますが、当面は?

財政課長～はい、あります。

5 番～それぢやそう云うふうにやつていただく様に要望します。

財政課長～はい。

助 徒～収入の方が滞納未納が 29% です、既に 4.7 の数取がですね、29 現年度が 7.9 % 徴収、それから過年の方が滞納未納の方が 29% 徵収となつております。

1 番～現年度予算の未納額にしたら幾段階はいくらですか。それと反対ですか。

助 徒～いや、反対ぢやなくて、あれは減えてですね、29% になる段です。

5 番～収入未済額の現年度分 80,943 ドル 18 セントについて質問致します。39,524 ドル 75 セントの内ですね、80,943 ドル 18 セントが現年度予算でしよう。

助 後～80,943 ドル 18 セントと、それから右の方の収入済額の 63,509 ドル 77 セントの差額が現年度分の収入未済額と云う事であります。

議 長～暫休憩致します。(午後 5 時 34 分)
議 長～再開致します。(午後 5 時 35 分)

助 後～只今の数字の方が現年度分未済が 175,33 ドル 41 セント。
それから前年度以前の繰越額の方が 214,41 ドル 34 セント計
39,524 ドル 75 セントと云うふうになつております。

5 番～財政課長にお伺いします。財政課長～おられますか、収入済額の内ですね、この内ですね、この内に執行になつた収入がありますか、強制執行による収入が含まれていますか、この中に。

財政課長～ありません。

5 番～全然ない訳ですね、そうすると滞納過年度それから現年度合計 32,252 ドル 75 セントの内その滞納者と見なされるのはありますかつまり悪質滞納者と云うのは支払能力があつて納付しない滞納者ですが、当局の見通の上でそう云うふうに滞納する滞納者がおられますが、これには今後、説得、基の他の方法で説得としても、なお納付しない滞納者に対するは、強制執行でもとると云う気構はありますか、当局は？

財政課長～はい、あります。

5 番～それぢやそう云うふうにやつていただく様に要望します。

財政課長～はい。

助 後～収入後の方が滞納未納が 29% です。先に 47 の微取がですね、29 現年度が 79% 微取、それから過年の方が滞納繰越の方が 29% 微取となつております。

1 番～現年度予算の繰越額にしたら微取額はいくらですか、それと反対ですね。

助 後～いや、反対ぢやなくて、あれは消えてですね、29% になる訳です

1 番～29番の数取締で7ユダですか、

16番～市税の中の固定資産税と不動産所得税が予算に対して、予算額よりも大分取入額の方が減っていますが、これは固定資産評価員の任命がおくれたためじやありませんか、それとも評価員が手がまわらなかったために令書の発行がおくれた訳ですか、それとも当初予算において予算見積り過剰であつたのか、

財政課長～そう云う事ではない訳です、完全に調査をされて賦課はされております、申上げますと、見積り過剰と云うことになるんぢやないかと思いますがね、

助 総～只今の馬鹿り過剰については、私の方から回答いたします、5ページの方を御覧になつて下さい、5ページの1項の2目の固定資産税の現年度の同定額が25,411ドル30セントとなつております、それから予算額が20,172ドルであつて、5,090ドルオーバーしておる訳であります、これは誤差過剰ではありません、

16番～同定額の方が25,411ドル30セント、それから予算の方が20,172ドル

助 総～24,673ドルの内訳がですね、補助は現年度が2,172ドル、過年度が1ドル、それから補助課題が4,500ドルと云う事になつておりますので、現年度の同定が25,411ドル30セントありますので、予算は21,072ドルですから別に誤差過剰にはならないのであります、

財政課長～と場替賃料の場合ですね、と場改築のために一時コザの方に行つておりました、そこに大きな原因があります、市場使用料の場合ですね、これは約半年使用料を免除すると云うふうになつておりますこれが大きな点です、

8 番～7款8款ですが、この年に市がどう云う事業計画をうら付けていたか、そしてその或は事業をして申請したんだが却下されたのか、或は事業しなくて、ここに取入がなかつたのか、その辺のところを御説明願います、

助 総～62年度においては、補助はも2年度から商務庁舎の補を考えておりましたが、この方が補助は出来ませんで、も3年度予算の方になつておりますので、補助は費目存続だけになつております、

8 番～補助計画はなかつたですか、

助 総～別に考えておりません、

1 番～29%の徴収額で71%ですか。

16番～市税の中の固定資産税と不動産所得税が予算に對して、予算額よりも大分収入額の方が減つていますが、これは固定資産評価員の任命がおくれたためじやありませんか、それとも評価員が手がまわらないために会書の発行がおくれた訳けか、それとも当初予算において予算見積り過剰であつたのか。

財政課長～そう云う事ではない訳けです。完全に調査をされて賦課はされております。申上げますと、見積り過剰と云うことになるんぢやないかと思いますがね。

助 役～只今の見積り過剰については、私の方から回答いたします。5ページの方を御覧になつて下さい。5ページの1項の2目の固定資産税の現年度の調定額が25,411ドル30セントとなつておりますそれから予算額が20,172ドルであつて、5,000ドルオーバーしておる訳でありますと、これは調定過剰ではありません。

16番～調定額の方が25,411ドル30セント、それから予算の方が20,172ドル

助 役～24,673ドルの内訳がですね、結局は現年度が2,172ドル過年度が1ドルそれから滞納繰越が4,500ドルと云う事になつておりますので、現年度の調定が25,411ドル30セントありますので、予算は21,072ドルですから別に繰越過剰にはならないのであります。

財政課長～と場使用料の場合ですね、と場改築のために一時コザの方に行つておりました。そこに大きな原因があります。市場使用料の場合ですね、これは約半年使用料を免除すると云ふふうになつておりますこれが大きな点です。

8番～7款8款ですが、この年に市がどう云う事業計画をうら付けていたか、そしてその或は事業をして申請したんだが却下されたのか、或は事業しなくて、ここに収入がなかつたのか、その辺のところを御説明願います。

助 役～62年度においては、結局は62年度から消防庁舎の何を考えておりましたですが、この方が結局は出来ませんで、63年度予算の方になつておりますので、結局は費目存続だけになつております。

8番～補助計画はなかつたですか、

助 役～別に考えておりません。

議長～9時10分に進めます。(取扱議事の最後の方)

議長～質問もない様でありますので、才入の回は終ることに致します。

議長～留休致します。(午後5時38分)

議長～再開致します。(午後5時39分)

議長～才入の回は一応終ることにします。

議長～本日の会議はこれを以つて終ることに致します。

尚明日は午前10時より会議を開くことに致しますので、時間におくれない様に願います。

議長～散会(午後6時00)

議 長～9款10款に進めます。(取入関係の貴様の方)

議 長～質問もない様でありますので、才入の面は終ることに致します。

議 長～暫休憩致します。(午後5時38分)

議 長～再開致します。(午後5時39分)

議 長～才入の面は一応終ることにします。

議 長～本日の会議はこれを以つて終ることに致します。

尚明冒は午前10時より会議を開くことに致しますので、時間にお
くれない様に願います。

議 長～散会(午後6時00)